

第五章

産業經濟の興隆

第一節 農 業

一 明治・大正期の農業

苦難の 当地方は地味がやせているため、藩政時代、田名部五千石と称したが、実収はそれを下回ったと米づくりされる。大間では、沖積地は水田に、低位段丘は畑地に利用された。東北地方、とりわけ下北地方は数年に一度、夏に吹く北東の冷風「やませ」が起す凶作・冷害に苦しめられてきた。そのため冷害に耐える稗ひえに頼らざるを得ず、当地方では水田の八〇九割に稗を植え、残りの一〇二割で稲作をやってきた。

下北で稲作が試みられたのは明和年間（一七六四―七一）で、「川代谷地・東町後路に二枚稲を作りしが中絶し、去年前谷地二枚植付試しが、当年は三箇所にて十枚量も植付しに殊に実熟れる」と書き残されている。当地方が津軽の余剩米に依存していたことは、延享三年（一七四六）大畑に「津軽米数千俵積み来り、問屋へ預け置き幾月となく買売徐々たり」という記録からも明らかである。

農業が不振のため、男子の多くは北海道へ出稼ぎに行った。明治八年（一八七三）奥戸からの出稼ぎ者は一八九人を数えた。明治二十四年版「青森県産業統計表」によれば、北郡からは二三〇六人（大奥村二二〇人）が北海道のニシン漁場で働いている。農業の専業者はなく、兼業者は八七人であった。

人々の常食は稗飯と決まっており、それは明治三十年ごろまで続いた。米飯を口にするのは正月、盂蘭盆うらぼんや祭日に限られ、明治三十年以降は稗七分・米三分の糍飯かめしとなり、やがて稗米半々から米七分・稗三分と、その食生活は徐々に向上した。

村々は稗を備荒蔵びやうざうに貯蔵して、凶作に備えた。明治十七年の大間村の貯蔵は四四石で、奥戸村のそれは九六石であった。明治二十四年版の「下北郡統計書」によれば、大奥村の水田は三二町歩、畑地は二二二町歩となっている。また農産物収量価額は、大間が一八三〇円、奥戸が四九二五円であった。

明治三十二年十一月二十七日、大間農政会が設立されて、その会長には高畑熊三郎村長が就任した。全戸が加入し、年会費は五〇銭であった。この農政会は産業組合、信用・販売・購買事業協同組合、農業会と紆余曲折を経て、太平洋戦争後の昭和二十四年（一九四九）、農業協同組合に改組されるのである。

凶作と外米

前述のように、当地方はしばしば「やませ」のもたらす冷害・凶作に苦しめられてきたが、人々が冷害に勝つべく努力したことはいうまでもない。冷害に強い稲の品種改良が進み、明治末期には水田の七割近くまで稲を耕作し得るようになった。明治三十五年につき、大正二年（一九一三）も下北地方は春から低温が続く、そのため平年の二分作という大凶作となり、県民の三分の一は窮民と化した。

輸入された広東米かんとうまいは粘り気がなく、冷めるとボロボロになるので評判が悪かった。本県の稲作は平年作で八八万五〇〇石なのに、この年は一八万三〇〇石にとどまった。平年作で反当たり平均一石五斗のところを、三斗六合しか取れなかった。中でも下北郡はわずか五升と、その凶作ぶりは言語に絶した。

農民は豆腐粕かすや大根粥かゆ、ワラビの根から採った澱粉でんぷん、木皮草根などで食いつないだ。当地方の斎藤福松がワラビの根を掘る機械を考案して、人々から「救いの神」と崇められたのは、このころである。

二 昭和期の農業

農村の窮状

厳しい自然条件下の下北半島で稲作が本格的に試みられたのは明治の末期で、それが一般に普及し始めたのは、大正末から昭和初期にかけてであった。

昭和に入つて間もなく、金融恐慌が引き金となつての不況が始まつた。アメリカの株式暴落に端を發した世界恐慌が、それに拍車をかけた。とりわけ農村は農産物価格の暴落で、大きな打撃を受けた。東北地方では各地で娘の身売りが行われた。

昭和四年（一九二九）の下北郡の産米高は二〇二三町三反で二万七四四五石、そのうち大奥村は二三町四反で二六一石、その価格は二九八八円であつた。この年、興村正太郎を会長、岩瀬千代八を副長とする奥戸耕地整理組合が奥戸川沿い大川目地区の水田三〇町歩の区画整理を始め、昭和六年に完成した。このとき、工事の完成を祝い、工事請負者三浦猛、奥戸耕地整理組合会長興村正太郎、同副長岩瀬千代八の名で八月十七日、春日神社に鳥居と燈籠二基を寄進している。六年の凶作では、大奥村は平年作の二分止まりであつた。この年の十二月、黒田長敬侍従が凶作視察に来県し、下賜金三万円を県当局に伝達した。

日中戦争が始まつた昭和十二年の大奥村の農産物の生産高は、次のとおりである。

	作付反別（町歩）	收穫高（石）	価格（円）
水稻	七三	一、四六〇	三六、五〇〇
豆類	二七	二四〇	三、六〇〇

麦類	五・五	六六	一、三二〇
粟 <small>あわ</small>	二〇・二	一六二	一、二九六
蕎麦	五〇	四〇〇	三、二〇〇
馬鈴薯	一一〇	三三〇、〇〇〇	二三、一〇〇
蔬菜類	四五・一	八三、〇〇〇	一四、五〇〇

満蒙開拓青少年義勇軍 昭和十三年（一九三八）に大奥村大間から青年学校生徒
 勇軍などの渡満 菊池隆・日時高德・佐々木弘・浜端良治・南恭治らが渡
 満している。

同年三月一日、第一期満蒙開拓青少年義勇軍の下北郡への募集割り当ては一
 九人に決定、四月六日第一次満蒙開拓青少年義勇軍壮行会開催、同月二十一日
 青森県満蒙開拓青少年義勇軍第一次二五二人が茨城県の内原訓練所に入所、丸
 太造りの日輪兵舎にて六〇日間の基本訓練を受ける。七月一日神戸港より出港し渡満。七月六日に吉林省取紫河
 満鉄自警村訓練所に入所、三か年の現地訓練を受け、昭和十六年六月に各省の開拓団に入植している。

また、昭和十四年に佐久間きよの・日時正五郎は仙洞林業開拓団に教員として、広谷ふさは青少年義勇軍の寮
 母として渡満しているし、中嶋徹夫・菊池武夫ほかの人々も満州へ渡っている。青森市の鉄道学校に学び、南満
 州鉄道の機関区に勤務した熊谷直三らの若者たちもいる。

昭和十五年二月、満州国黒河省に大青森県村建設を計画、一〇〇〇戸の農業移民を予定、大奥村へは五〇戸の
 割り当てがあったようであるが、計画通りに実現はしていない。昭和十五年二月二十七日付の『東奥日報』によ



写真5-1 奥戸大川目の水田

ると、青森県現地視察団一行が満州移住協会の浅利崇引率のもとに黒河省へ出発しており、この中には大奥村の伊勢重之助も含まれているが、その後のことについてははっきりしていない。

昭和二十年八月六日広島へ、九日長崎へ原爆投下、八日ソ連の対日宣戦布告、十五日終戦の詔勅放送とめまぐるしい状況の変化があり、敗戦となつてからの開拓団の人々は、現地で亡くなつたり、帰国までに大変な苦勞を経験している。国策の犠牲となつて青少年時代を過ごした人々の数多くいることを忘れてはならない。

戦 時 中 日中戦争が長期化して軍需産業が優先された結果、生活必需品は配給制になつた。昭和十六年の**の 農 業**（二九四〇）四月には米穀も配給制になり、一人（二一〜六〇歳）一日二合三勺（三三〇グラム）と決められた。翌十七年九月に食糧管理法が施行されて、農家の米穀供出制度の下に食糧営団が新設され、国家による食糧の生産流通管理が始まつたのである。

農家は、その耕作面積に応じた食糧の供出を義務付けられたが、働き手の応召・徴用と肥料不足が重なつて、農業生産高は減少の一途をたどつた。そのため食糧の遅配が続き、国民はヤミ米を求めて狂奔し、それを取り締まる警官もまたヤミ米を食べており、そのため全国各地で笑えぬ喜劇が演じられた。終戦前後には馬鈴薯が主食に換算されて、供出を命じられるようになった。総畑作面積の五〇パーセントを馬鈴薯、三〇パーセントを大豆の作付割り当てがなされ、馬鈴薯を主食換算し、主食の配給停止がなされた。

戦 後 の 第二次大戦後、日本を占領したGHQ（連合国軍総司令部）は、日本政府に農地改革の実施を指し、**農地改革** 令した。その目的は、従来の農業制度の下にあえいできた小作人に土地を与えて、自作農にすることであつた。当時の松村謙三農相は、在村地主の土地保有限度を一町五反にすることをめざしたが、各方面からの反対に遭い、譲歩の末に農地調整改正法が成立し、昭和二十一年（一九四六）二月から実施の運びとなつた。

この対象は小作地の三九%（一〇三万町歩）にすぎず、しかも小作農の申し出がなければ、地主に譲渡を強制しないことになっており、これを不満とするGHQは第二次農地改革案を政府に提示した。それは命令に等しく、結局、政府は自作農創設特別措置法を公布して、不在地主の所有する小作地のすべて、および在村地主の所有する内地平均一町歩（北海道は四町歩）を超える小作地を、国が地主から買取して小作農に売り渡すこととなった。こうして、日本の農村に根づいていた地主制は、一挙に崩壊したのである。この法律の制定後、当町では、公有地・旧南部藩九牧であった奥戸野・大間野跡の原野の開拓が、食糧不足の中一気に進められ、そのほとんどが畑として農作物の生産が行われた。

農業団体の発 昭和二十二年（一九四七）十一月十九日、GHQの指令によって農業協同組合法が成立した。
足と農地開発 この法律の目的は、長らく農民を統制する組織だった農業会を解体して、農村を民主的に再建し協同組合組織をつくることにあつた。

この農業協同組合（農協）によって、農家を生産共同体に育成する方針を打ち出した農林省は、GHQの強い指示で、組合の活動の中心を農業の指導、農地の管理に置くように改めたのははじめ、昭和二十四年に土地改良法、昭和二十七年には農地法を次々と制定施行し、戦後日本の復興における農業の近代化を進めていったのである。当町でも食糧増産と自給体制の確立をめざす動きが起き、稲作の復興に取り組むべく新釜土地改良区と大間土地改良区が、畑作振興の面では大間増反者開拓農業協同組合、さらに養豚の振興をめざし大間養豚組合と奥戸養豚組合などの団体が組織されていた。

新釜 それまで五、六戸の農業が牛や馬を放牧していた牧場の一部と、ほとんどが公有地（官地）である**土地改良区** った材木の**新釜地区**、および奥戸黒岩地区にまたがる約三八ヘクタールの原野と畑の払い下げを

受け、新たに水田とするべく、材木地区民により準備が進められ後、奥戸の金澤市五郎が最初の理事長となり五戸の農家が参加し、昭和二十七年に設立された。この地区には水源となる赤石川と材木川が流れており、当初は沢をせき止め、用水路を引いて自然流水が検討されたが、二つの河川から高さ三四メートル余りまでモーターポンプで汲み上げる形で、開拓された水田に水を取り入れることとなった。区画整理から四年後に仮区割をし、初めて稲の植え付けを行った後、本格的な区割終了をもって作付をしたのはさらに四年後のことであった。

以来、組合員による水路の管理、畦の一斉清掃などを行っているが、三五年間続けられてきた病害虫の共同防除作業は、減反政策による休耕田の増加、農業就労者の高齢化と後継者不足などから、現在は個々の手に任せられるようになった。

歴代の新釜土地改良区理事長は次のとおりである。

初代 金澤市五郎

二代 菊池専三郎

三代 能戸栄太郎

四代 小林政吉

五代 桂 三郎

六代 佐々木隆男

七代 笹谷貫三（平成八年四月三日から現在）

大間土地 昭和二十八年に設立された大間土地改良区
改良区 は、大間字大川目地区の古田と畑を新たに

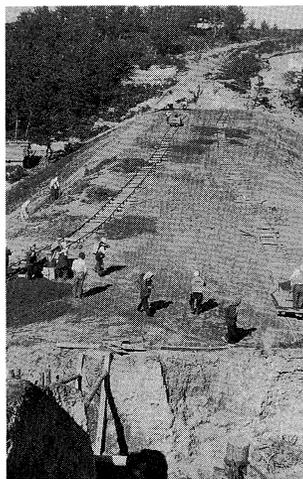


写真5-2 蒼前石ダムの工事風景

水田とし、年間で一六一石の増産、八七三人分の労力節減による農業經營の合理化と安定した水源確保のための溜池ためどを設けることを目的に、昭和二十七年十月、大西善太郎ほか一七人からなる設立準備委員会を設置、翌二十八年九月二十九日付をもって青森県知事にあて申請を行った。同年十月十四日にその設立は適當である旨の内定を受け、十一月二十三日、組合員五九人をもって理事六人、監事四人の役員を選出し、設立された。理事長には準備委員会設立に尽力した松原孫衛が指名され、同年十二月十八日、青森県知事津島文治より正式に認可を受けたのである。

改良区の設立認可申請と同時に行われた事業が水源の確保であり、通称蒼前石ダムと呼ばれる蒼前石温水溜池の建設で、広さ四・三ヘクタール、満水時五万一六〇〇立方メートルの貯水量を持つダムが完成した。本格的に給水を開始したのが、着工から六年後の昭和三十四年春のことであった。並行して古田・新田の区画整理と水路の建設も進められ、延べ三〇〇〇人余りの労力によってこれらの事業が完成したのである。

また、これとは別に、同改良区のほとんどの組合員が参加し、任意団体大間農事振興組合（組合長・松原孫衛）がつくられた。この農事組合は気候により変化の大きかった種苗の安定供給をめざし、種籾催芽所を大間字山道三八番地・米澤仁太郎所有の土地に設置し、種籾の定量確保に当たったほか、町の奨励によって換金作物の増産の一環として作付された菜種の油を抽出するため、大間字細間地区内に搾油施設を設置し、菜種油の生産に力を入れるなど、町民の食糧確保と所得向上に努めたのである。

しかし、その後の高度經濟成長と減反対策の強化による漁業への傾斜と、高収入の得られる出稼ぎへの転換者の増加による農業従事者減と後継者不足などによる農家世帯の急速な減少により、大間土地改良区は昭和五十七年三月二十五日、すべての精算を完了するとともに、その使命を終え、二十八回目の通常総会において約三〇年

に及ぶ歴史に幕を閉じたのである。

大間土地改良区設立時の理事は次のとおりとなっている。

理事長 松原孫衛（昭和五十七年三月二十五日の解散時まで就任）

理事 大西善太郎・米澤仁太郎・伝法豊寿・黒澤善次郎・七島豊吉・熊谷富士雄・小浜幸一・新田源四郎・

藤田清三郎

監事 蛭子利三郎・田中貞吉・伝法敏雄・田中猛三

大間土地改良区解散後、蒼前石ダムの管理は町へ移管されたが、わずかに残る水田への用水確保と維持には、その後設置された任意団体である大間水利組合（組合長・小林政太郎）が当たっている。

大間増反者 結成のための設立準備会議は二十七人の出席を得て昭和三十六年一月三十日、大間公会堂で開催

開拓組合 された。同二月二十四日には、組合参加六五人（組合長・松尾春海）をもって設立され、農業の

生産能率と経済力の向上を目的に、大間宇内山地区内にある原野の共同での開墾と、土壌改良に大規模な機械の導入を図るため、政府資金の受け皿として発足したのである。この開拓農協によって開かれた土地のほとんどは、現在の大間牧場となっている（解散時期不明）。

前出の農業協同組合に基づく農協は、ほかに大間農業協同組合と奥戸農業協同組合が設立され、それぞれ活動したが、専業農家の減少が続いたため、昭和三十二年に至って奥戸農業協同組合はその業務を奥戸漁協に託し、また、大間農協はそのすべての業務を放棄し、解散となった。

大間町畜産 当町には、昭和二十九年（一九五四）に任意団体組織の大間養豚組合（組合長・熊谷富士雄）
農業協同組合 と奥戸養豚組合（組合長・山田治助）があった。堆肥づくりと副収入を得るために奨励され、

農家の三件に一件の割合で豚が飼育されていたのである。繁殖が主で、共同集荷はほとんど行われていなかった。昭和三十年に大間養豚組合は販売・指導・繁殖体制の強化をめざし、法人化を組合員に呼びかけ、昭和三十二年三月二十九日知事の認可を得て、大間地方養豚農業協同組合（組合長・山崎千里、組合員一六三人）を組織した。結成するや新農山漁村振興事業の指定を受け、養豚共同出荷施設（一五坪）を根田内八番地内に作った。この施設は豚の追い込み舎であるが、市場法によって開設した、県内では有数のものであった。翌三十三年には取り扱い頭数一七二、売上金額二三九万円の実績を残している。

しかし、組合経営は豚の販売手数料は取らず、もっぱら種付料で賄うことにしたため、経営は苦しく、組織も弱体であった。豚の市場価格も低迷し、農家は市場価値の高い肉牛の肥育へと方向転換した。昭和四十年、ヘレフォード・黒毛和種の導入に伴って大間地方養豚農業協同組合は事業内容を「豚」から「家畜」の生産に改め、奥戸養豚組合を包括した大間町畜産農業協同組合として同年五月三十一日に新発足した。

昭和四十四年三一〇人だった組合員は、養豚の取りやめによって激減し、平成八年（一九九六）に至って肉牛肥育農家二四戸だけで、繁殖雌牛一〇二頭を飼育する組合となっている。

- 初代 山崎千里
- 二代 大見義美
- 三代 目時正五郎
- 四代 浜端利秋
- 五代 小浜幸男

六代 新田彦一

七代 清水 潔

昭和四十九年に、脇野沢村を除く下北一市三町三村（むつ市・大間町・大畑町・川内町・佐井村・風間浦村・東通村）は大同団結して、下北農業協同組合を設立し、広域的な組合運営を図ることとなった。しかし、当町には同農協の支所はなく、佐井支所の管轄となっている。なお、大間・奥戸農業共同組合の歴代組合長は次のとおりである。

奥戸農協 大間農協

初代 高松 弘 筑田豊八

二代 金沢市五郎 木村力衛

三代 山本朝雄 米澤仁太郎

四代 中島万吉 吉本繁三

五代 工藤孫三郎 子浜行義

農家戸数と 昭和六十年（一九八五）の農家戸数は六一六戸、農家人口は二八六一人で、これを一〇年前の昭和五十年と比較すると戸数で二三〇戸減、人口で一五一四人減となり、農業就業規模が大幅に縮小したことが明らかである。農家戸数を見ると、総世帯数の約三割が農業に従事しているが、専・兼業別に見れば、農家戸数の九三・五％が第二種兼業農家であり、専業農家はわずかに五・四％にすぎない。また、第二種兼業農家は、その約半数が漁業との兼業で、恒常的勤務、出稼ぎもそれぞれ二割程度に達している。

さらに、農業就業人口は八五・七％が女子であり、基幹的農業従事者も一一七人にすぎない。すなわち、当町

表5-1 農家戸数と農家人口

年次	戸数			世帯員		
	総世帯数 (一般)	農家戸数	比率	総世帯数 (一般)	農家人口	比率
昭和50	世帯 1,777	戸 846	% 47.6	人 7,739	人 4,375	% 56.5
55	1,901	720	37.9	7,624	3,561	46.7
60	1,998	616	30.8	7,486	2,861	38.2
60/50	1.12	0.73	—	0.97	0.65	—
下北地域 (60)	28,446	5,092	17.9	94,402	22,940	24.3
青森県 (60)	442,096	97,046	22.0	1,495,169	458,632	30.7

資料：総世帯数（一般）および総世帯員は国勢調査
農家戸数・農家人口は農業センサス

表5-2 専・兼業別農家戸数と農業就業人口

(単位：戸、人)

年次	農家構成				農家就業人口			基礎的 農業 従事者	出稼 ぎ者
	総農 家数	専業	第1種 兼業	第2種 兼業	計	男	女		
昭和50	816	17	7	822	571	49	522		
55	720	19	12	689	565	62	503	121	362
60	616 (100.0)	33 (5.4)	7 (1.1)	576 (93.5)	586 (100.0)	84 (14.3)	502 (86.7)	117	236
60/50	0.73	1.94	1.00	0.70	1.03	1.71	0.96		
下北地域 (60)	5,092 (100.0)	424 (8.3)	345 (6.8)	4,323 (84.9)	6,280 (100.0)	1,490 (23.4)	4,890 (76.6)		
青森県 (60)	97,046 (100.0)	13,483 (13.9)	29,771 (30.7)	53,789 (55.4)	164,928 (100.0)	65,618 (39.8)	99,310 (60.2)	110,846	21,666

資料：農業センサス

の農家は、主たる所得を漁業などの他産業に依存する副業的農業が、大多数を占めているのである。

耕地面積

当町の農用地面積は、昭和六十一年（一九八六）で四〇〇ヘクタールだが、これを昭和五十年と比較すると、約二割の減少となる。

この傾向は、下北地域および県の農用地面積が増加傾向にあるのと対照的といえる。農用地を種類別に見ると、牧草地が二二四ヘクタールと全体の五六％を占め、次いで普通畑一〇六ヘクタール（二六・五％）、水田七〇ヘクタール（一七・五％）という構成である。農家一戸当たりの面積は〇・六五ヘクタールで、下北地域や県の平均値の半分以下となっている。

減反政策

高度経済成長とともに加速された食事の洋風化は、米離れ現象をもたらし、毎年大量の余剰米を生じさせて「古々米」の流通すら余儀なくされた。戦時中に制定された食糧管理法は、この米余り時代の実情にそぐわぬものとなったにもかかわらず、政府はそれを存続させた。その結果、生産者米価と政府

表 5-3 耕地面積の推移

(単位：ha)

年次	総面積	田	畑				農家1戸 当たり面積
			計	普通畑	牧草地	樹園地	
昭和50	504	82	422	178	243	1	0.60
55	409	72	337	108	229	0	0.57
61	400 (100.0)	70 (17.5)	330 (82.5)	106 (26.5)	224 (56.4)	— (—)	0.65
61/50	0.79	0.85	0.78	0.60	0.92	0	—
下北地域 (61年)	7,340 (100.0)	2,320 (31.6)	5,020 (68.4)	1,860 (25.3)	3,120 (42.5)	36 (0.5)	1.44
青森県 (61年)	167,000 (100.0)	92,400 (55.3)	74,600 (44.7)	29,000 (17.4)	17,900 (10.7)	27,700 (16.6)	1.72

資料：青森農林水産統計年報

(注) 農家1戸当たり面積の農家数は農業センサスを利用した

表5-4 農業粗生産額と所得の推移

(単位：百万円)

年次	昭和50	59	60	62	62/50	下北郡 (62年)	青森県 (62年)	
合計	221	216	208	162 (100.0)	0.73	5,708 (100.0)	296,798 (100.0)	
耕 種	小計	162	154	143	62 (38.3)	0.38	2,515 (44.1)	234,643 (79.1)
	米	58	80	80	7 (4.3)	0.12	1,504 (26.4)	114,067 (39.4)
	麦 雑穀 豆類	9	35	34	30 (18.5)	0.61	279 (4.9)	4,088 (1.4)
	いも類	40						2,952 (0.1)
	野菜	55	37	28	25 (15.5)	0.45	681 (12.0)	46,059 (15.5)
	果実	—	—	—	— —	—	11 (0.1)	57,396 (19.3)
	工芸 農作物 その他	—	2	1	0 —	—	40 (0.7)	10,081 (3.4)
畜 産	小計	59	62	65	100 (61.7)	1.69	3,193 (55.9)	61,737 (20.8)
	肉用牛	22	46	51	85 (52.5)	3.86	1,068 (18.7)	9,755 (3.3)
	豚	33	14	14	15 (9.2)	0.45	289 (5.1)	20,516 (6.9)
	その他 畜産物	4	2	—	— (—)	—	1,836 (32.1)	31,466 (10.6)
加工 農産物	—	—	—	— (—)	—	— (—)	354 (0.1)	
生産農業 所得	万円 132	94	83	57	0.43	2,306	119,466	
単位 当 たり 生 産 農 業 所 得	農家 1戸あたり	千円 156	131	135	93	0.60	453	1,231
	耕地 10aあたり	千円 26	23	21	14	0.54	31	71
	農業専従者 1人あたり	千円 1,269	272	211	145	0.11	490	871

売り渡し時の消費者米価との差額、いわゆる「逆ザヤ」は食糧会計（食糧管理特別会計）を圧迫し続けて、膨大な赤字を生んだ。

そのため政府は昭和四十六年（一九七二）、減反政策の実施に踏み切った。それは五か年計画で米の生産調整と稲作転換をめざす政策で、休耕と転作にそれぞれ補助・奨励金が支給された。当町でも、休耕・転作が相次いだ。転作はともかく、休耕補助金が農家の生産意欲を失わせたことは否めない。

農業生産額・ 当町の昭和六十二年（一九八七）の農業粗生産額は一億六二〇〇万円で、それを部門別に見る**生産農業所得**と、畜産が一億円と全体の六一・七％を占めて最も多く、次いで雑穀・イモ類三〇〇〇万円（一八・五％）、野菜二五〇〇万円（一五・五％）、米七〇〇万円（四・三％）の順になっている。昭和五十年と比較すると、肉用牛は約四倍の高い伸びを示しているが、それ以外の作目は減少傾向にある。また、生産農業所得を見ると、昭和六十二年では九・三万円で、県平均の二割の水準と低く、昭和五十年と比較すると四割の減少である。

さらに近年においては、減反政策の浸透、畑作の収益性の低下、後継者不足、出稼ぎ者の増加など、当町の農業を取り巻く環境はきわめて厳しい。

冷害対策

当町における稲作の中心課題は、多収穫よりも冷害対策に置かれてきた。宿命的な「やませ」がもたらす不作・凶作は、しばしば当町の稲作農家に大きな打撃を与えた。難しい技術を要する水苗代なわしろが主体だったため、苗代半作ともいわれ、苗代の出来・不出来が収穫を大きく左右した。この水苗代なわしろから折衷ちやうちやう苗代に移行してからは、失敗する農家は一割くらいに減り、収量も一〇アール当たり三六〇キログラム台までに増えた。

昭和三十七年（一九六二）ごろから畑苗代が普及すると、失敗は五％程度にまで減り、収量も一〇アール当たり四二〇キログラムまでに向上した。これは品種改良（藤坂五号）と施肥技術の向上、病害虫防除の向上などによるものであった。さらに、田植機が普及し、苗代もビニールハウス栽培が定着して育苗技術が向上したため、苗代による失敗の恐れはなくなった。それでも、不作・凶作は避けられないのである。

昭和五十一年の作況指数は低く、同五十五年のように皆無作に近くなることもある。

冷害の記録 昭和五十六年（一九八一）八月に、むつ地区農業改良普及事業協議会が発行した「冷害の記録」の中に、大間町奥戸の金沢昭一が寄稿した文章が載せられている。

一〇アール生産量五kgは曆米であった。

昭和五十五年は一〇〇年以來の大凶作と言われております。私も農業者は冷害を覚悟の上で経営しておりますが、まさか、これほどまでの被害を受けるとは想像もしていませんでした。私は昭和二十八年頃から部落の農事研究会に参加している関係上、指導機関からは口うるさいほど聞かされているのは「冷害克服」の言葉です。その中には適品種の作付を筆頭に数々の指導を受けていますが、農家の間ではこれを完全に実行されているのでしょうか。これまでの技術指導を完全に実施しているのであれば、このような被害は、ある程度くい止めることが出来たのではなからうかとも思っております。

毎年のように、今年こそはと思つて計画されたものの八〇〜九〇％ぐらいは実行しようとしているけれど、今年の場合も施肥設計その他管理は十分のはずなのに、隣りの水田を見るにつけて生育に若干の気がかりがあったので、ついに追肥が多くなり最終的に多肥栽培となつています。私の水田は、大間町でも地域的に決して良い条件ではないけれど、今までは幾らかの潮風害にも遭つたりして、これまでの例から申しますと冷害の年であっても、平年作は確保出来たものですが、今年の場合、その程度の差に驚いております。

このような大冷害の中でも北通りにおいては、品種と管理によって二―三俵の収穫をあげている農家もあるということでは、私たちは大いに反省し今後の稲作りの教訓に値するものであります。こうした実例からみても、天災プラス人災はイコール凶作と、私なりの答えを出しておりますが、私の場合は、昨年ハマアサヒの米質が良くなかったのでシモキタに代えたのですが、今年の場合、待てど暮らせど登熟とうじやくすることなく、毎日たんぼに通いつづけたことは生涯忘れることはないであろうと、今回の失敗を深く反省し大きな教訓にもしております。

収穫期に入ってから他の人は、刈取りと同時に堆肥に積み込みしたのですが、私の場合は春以来精魂こめて管理した稲であり、脱穀機も通さずに堆肥に積むことは出来なかつたので、全水田の八〇%を脱穀しました。その結果、三〇アールの水田から粃で五〇kg、精米したところ一五kg生産されたけれど、全部屑米でした。今後の米づくりに当たり、これまで数多くの潮風害・冷害に遭いながらも、寒地稲づくりの基本が実行されずに被害を受けたことは、大いに反省しなければならぬと思います。

また、冷害は水稲ばかりでなく畑作物も、そっくり奪い去っております。水稲が駄目なら畑作物でも、という複合経営の理念は全く通することなく、農家の換金作物は全く皆無でした。昔、祖母が「米が穫れない年はイモが良いものだ、飯が喰えなくともイモを喰って凌げるから畑を播け」と、幼い私たちを励ましてくれた記憶が今でも頭の底に残っております。ジャガイモは、この地方の特産物であり、今回の冷害を契機に輪作体系を組み入れての水田プラス畑作の複合経営を実施して、来たるべく冷害を乗り越えることこそ農業者の信条であると思ひます。

稲 作

当町の稲作は、前記のように経営規模が零細で、自給的性格が強い。その上、気象条件（やませ）が厳しいため、平年反収四〇〇キログラムを確保することは困難で、稲作生産は不安定な状況に置かれている。また、土地基盤整備の立ち遅れから、機械化の効率が悪く、反収の低いことと相まって生産コストは割高となっている。機械移植の普及率は九六・四%、手植えが三・六%であり、収穫はほとんどバインダー

で行われている。

品種別作付構成では極早生・早生種が八割を占め、中生産が二割である。転作実施面積は、昭和六十一年（一九八六）の目標面積一〇ヘクタールに対して達成率一〇二％であり、転作目は飼料作物が八・七ヘクタールと最も多く、野菜〇・八ヘクタール、大豆〇・四ヘクタールの順である。

当町においては、常に異常気象を念頭に置き、寒冷地稲作技術を基礎に高位安定生産を図りつつ、コスト低減など経営体質の改善が望まれる。また、中長期的には県の品種改良を待って、安定多収の品質・食味に優れた早生種の米づくりを志向する一方、稲作よりも有利な作目への転換を誘導して、農業所得の安定向上に努めるべき

である。

畑作・野菜

昭和六十一年（一九八六）

の畑作物の作付面積は、馬

鈴薯が三六ヘクタール、大豆二三ヘクタール、小豆八ヘクタールと、いずれも減少傾向にある。出荷量だが、馬鈴薯のそれは、収穫量五三三トンの一六・七％に当たる八九トンにすぎず、ほとんどが自家消費向けの地域内消費である。また、野菜の作付面積は大根六ヘクタール、白菜三ヘクタール、ネギ・キャベツがそれぞれ一ヘクタールで



写真5-3 ジャガイモの収穫



写真5-4 花き栽培研究会のクリーンハウス
(バラの栽培)

第1節 農 業

表5-5 家畜飼養農家と頭羽数の推移

年 次		昭和50	55	60	60/55	下北地域 (60)	青森県 (60)
乳用牛	農家数	1	1	1	1.00	97	1,081
	頭 数	9	11	10	1.11	3,325	26,581
	1 戸 当たり	9.0	11.0	10.0	—	31.3	24.6
肉用牛	農家数	15	18	25	1.67	468	3,354
	頭 数	72	158	307	4.26	4,210	36,984
	1 戸 当たり	4.8	8.8	12.3	—	9.0	11.0
豚	農家数	16	7	2	0.13	43	2,444
	頭 数	228	144	44	0.19	2,141	157,495
	1 戸 当たり	14.3	20.6	22.0	—	49.8	64.4
採卵鶏	農家数	5	1	5	1.00	24	862
	羽 数	50	50	112	2.24	703	784,790
	1 戸 当たり	10.0	50.0	22.4	—	29.3	910.4
ブロイラー	農家数	—	—	—	—	—	31
	羽 数	—	—	—	—	—	26,411
	1 戸 当たり	—	—	—	—	—	916.5

資料：農林業センサス

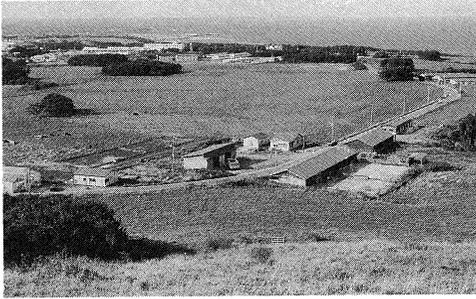


写真5-5 大間牧場

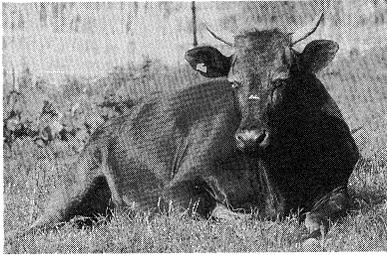


写真5-6 黒毛和種

あるが、ほとんど出荷されず自家消費や地域内消費に向けられている。

これらのうち三円と呼ばれる馬鈴薯を特産物として、地域外販売を促進することが望ましい。地域の自然条件に適合した野菜の生産を高める一方、馬鈴薯・大根・ネギ・スイートコーン・長芋・ニンニク・ゴボウ・ニンジンなどの既存作目の生産拡大を図るとともに、地域特産品として将来性が見込まれるスグリ・フサスグリなどの新品目の導入を検討したい。また、簡易園芸施設（パイプハウス）の導入・普及により、コマツナ・シュンギク・ニラ・ホウレンソウ・ミツバなどの葉茎野菜、キュウリ・トマトなどの果菜類、シドケ・タラノメ・ヤマウドなどの山菜類、カスミソウ・ストック・トルコキキョウ、バラなどの切り花類の地域内および函館市場への出荷についても検討すべきであろう。

なお、平成八年（一九九六）二月、町は大間牧場内に花き栽培用のビニールハウスを設置し、大間町花き栽培研究会（会長・松原喜代子）を組織し、バラの試験を始めた。

畜産 昭和六十年（一九八五）の家畜頭

羽数は、乳用牛一〇頭、肉用牛三

〇七頭、豚四四頭、採卵鶏一一二羽である。気象条件の厳しい農業環境に置かれている当町では、畜産は有利とのことから昭和四十年以降、肉用牛の生産振興が図られてきた。

畜産団地としては、町管理の内山（七〇ヘクタール）、二ツ石（七三ヘクタール）、奥戸（四一ヘクタール）の三団地を数える団体営草地開発事業、昭和六十年からは下北西部地区営畜産基地建設事業が実施され、平成四年（一九九二）では公共牧場機能強化事業など合計一八・四ヘクタールの草地造成・草地改良が行われている。また、内山牧場には大間町肉用牛繁殖育成センターが設置されており、管理技術の指導、種用牛の管理、乾草飼料の販売など畜産振興の拠点となっている。

安価な輸入畜産物に対抗するためには、地元の生産意欲と長期的展望に立った生産体制の整備が必要で、その観点から繁殖センターでは、昭和四十年、外国産ヘレフォードを導入するなど、肉用牛の生産増大を図ってきたが、現在は黒毛和牛へ転換している。また、近年観光客の入り込みが多くなっていることから、観光的な牧場活用としてシーサイドキャトルパークを整備している。

開拓の記録

奥戸在住の田中猛は、その苦難に満ちた開拓事業を回顧して、次の文章を綴っている。

私が土を耕し始めて早くも四十五年、永いようで短い年月です。私が開拓を心掛けたのは、深刻な食糧難と成人として自分の進むべき道を考えなければならなくなっていたからでした。昭和二十四年、二十一歳のときでした。その当時、奥戸二ツ石地区では、九人が入植し耕作に励んでおりました。乳井伝次郎、米沢善次郎、岩本長五郎、新田与三郎、湊谷市太郎、安度秀藏、清水弘、小浜直二、福井良二さんらの九人で、私は乳井さんと米沢さんに勧められて、その仲間に加わりました。皆さんは、かなりの年配になっており、今にしてみれば、私も無謀だったと思います。

父に相談したところ、「自分の責任でやるならば異存はない」と言われて役場へ行き、農業委員会の森野さんに願書を提出しました。翌年の春、清水弘さんを訪ねて現地を見せていただきましたが、そこは長さ三〇〇米、幅は広

い所で八〇米、狭い所では五米ぐらいと、馬の背のような地形でした。さっそく、鉞を手に笹やぶに入ってみえました。笹の高さは約二米、雑木と蔓草に遮られて前方は見えず、容易に進めません。一時間ほど歩いて、ようやく元の場所に戻りました。後日、その場所を刈り払いたところ、面積は五〇平方米しかしくなく、そこを一時間もさまよっていたわけですから、私の苦勞のほどは察していただけだと思います。

私だけでなく、開拓者全員が苦勞を重ねたはずです。まず小屋づくりから始め、飲み水のある場所を選んで材料を探します。松の木を柱に、雑木を梁にした掘立小屋です。屋根は杉皮で葺き、周りを笹と芒で囲む、という原始的な小屋ですが、雨露を凌ぐことだけは出来ました。私の耕地は沢に囲まれた細長い土地なので、どこへ行くにも沢を越えなければなりません。沢の深さは一〇米ほどで、曲りくねった道は狭く、車の通る道路までは二〇〇米くらいです。開拓は笹を刈り、木を切ることから始まります。一日に二畝か三畝、多いときでも四畝が精一杯です。私の実家は当時、八反歩の畑と九反近い小作田を耕作しており、馬も飼っておりました。馬の扱い方を覚えるために、実家への一〇キロの道を歩くので、一日の作業時間は少なく、五日ぐらい続けて笹が乾くと野焼きをやります。一反歩に五日から十日は必要で、木の根を掘り取りながらの作業です。太い根だと一本掘り取るのに、一日がかりです。翌年、県知事より開拓者認定証を受けました。

まず食べるものからと、薯を蒔きました。現在と異なり、肥料の少ない時代でした。瘦地の一反歩に金時（サツマイモ）と三円（ジャガイモ）を植え、硫安三〇キロ、燐酸六〇キロを施し、野菜はカボチャ、キュウリ、ウリなどです。菜種を蒔くと笹の根は弱ると聞き、笹やぶを五米幅で刈って二、三反歩分つくり、風の強い日に立木のまま山焼きします。風下より火を入れて大丈夫なら、風上より焼くのですが、手際よくやらないと飛び火の恐れがあり、全く気の休まらない作業です。数名の仲間が飛び火させて、その消火を手伝ったこともあります。

そうやって焼き払った土地に菜種を蒔くのです。翌年になると木の根も枯れて、そこに色々の作物を植えるのです。

が、瘦地のうえに肥料も十分でないためか、収穫は思うにまかせず落胆することが続きました。石の上にも三年で、三年も経つと土が見え作物の育ちも順調になりました。

その年に、佐井村原田の渡辺一雄さんを加えた一人、二ツ石開拓農業協同組合を設立しました。理事五人、監事三人と、全員が役員のような組合で、私は会計理事に推されました。実際の経理は、米沢善次郎さんに担当していただきました。国や県の「営農指導改善事業」や「住宅資金補助」「土地改良資財営農改善資金」「農機具家畜貸付」などの助成があり、それらはすべて金銭がらみなので、気苦労の多い仕事でした。

昭和二十九年八月、住宅資金の支給を受けて、さっそく整地作業に入りました。土台の玉石は沢から集め、砂利や砂は袋に入れて背負い、前述の狭い道を通って運びました。幾日もかかる辛い作業だったけれど、これで自分の家を建てられると思えば、疲れも感じませんでした。

やっと一息ついた矢先の九月二十六日、台風一五号の襲来で作物を吹き飛ばされ、大工さんへの依頼やら用材の確保やらで、目の回るような毎日でした。翌三十年一月十一日に柱立てとなり翌日、組合の皆さんの協力を得て棟上式を挙げました。二月一日、台風被害救済事業として、営林署の刈払い人夫となり三日から十日間働かせてもらいましたが、開拓の仕事に比べれば楽なものでした。三月に入って、念願の家が完成し、これで開拓に専念出来る喜び、そして張り切りました。昭和三十一年七月、県測量班によって現地測量が行われ、耕地利用地、林地、防風林、宅地、道路などの設置個所の造成は、組合員が牛を役使し三班に分かれて、七日間で終了させました。十一月一日には、開拓地守護のため豊受大明神を勧請し、十五日を祭日と定めました。

昭和三十三年一月、個人分の土地登記が済んで個人別耕地面積が出ましたが、水田作りは大変でした。石ころが多いため、唐鍬の刃は一日でボロボロとなります。スコップとツルハシを使う作業です。幅五米ぐらい一枚一〇坪か一二、三坪、スコップで土をはねのけツルハシで石を掘り出しますが、石は二〇〜三〇キログラムもあって、一枚の田

を作るのに四、五日を要し、一反五畝を作るのに三年もかかりました。昭和三十三年の三月三日に、知人に紹介された女性と結婚しました。農業だけでは生活出来ないため、日雇いに出たものです。昭和三十四年の春、土地改良事務所 の指導により陸稲の作付けを始めました。苗床から畑へ移植しなければならず、なかなか手数のかかる作業でした。清水さんは最近まで陸稲を作っていたようです。その年の九月に馬の貸付内示を受け、十月七日に田名部市場で購入しました。

畑作では、プラオハロー畦立て鋤による作業に馬を使えるようになり、ずいぶんと楽になりました。昭和三十五年には、飲料水を確保するために五か所でボーリングをやりましたが、徒労に終わりました。十一月に県開拓課からレーキドザーを導入して、機械開墾を始めました。しかし、当時は二〇度以上の傾斜地は無理で、大きな木の根を掘り取ることは出来ませんでした。私は牧草を蒔いて、家畜用のエサの確保に努めました。昭和三十七年には、ビートの作植に手をつけましたが、六ヶ所村にある納入先の会社が三年後に解散したため、せっかくのビート作植も中断を余儀なくされました。

昭和三十八年に、ようやく電灯が点いて不便なランプ生活から解放されました。県から広島牛を借り受けて、今日の畜産事業の魁まもりかとなりました。開拓の目途がついたころには、同志の人々は高齢者となり一人、二人、三人と亡くなり、今では私一人となっています。また、世代交替で離農者が続出し、土地を手放す人も現れました。

幸い町は、それらの土地を買い上げて放牧地として整備し、畜産農家に再利用させました。私たち畜産農家には、全くありがたいことです。時代の流れは畑作業にも及び、私も昭和四十一年に馬を売って耕運機を購入しました。家畜がいなくなつて、堆肥が足りなくなりました。物産展に出品して賞を取れたのは、堆肥によって土地が肥えていたからでした。それでも、昭和五十二年には、下北農協主催の下北物産展にハクサイを出品して優等賞を受けました。町主催の産業祭への出品物は毎年、受賞しております。

今日までに作付けした品種は、薯では金時、男爵メークエン、紅丸、農林五号、ケネベック、三円、穀物では陸稲、アワ、ダイズ、アズキ、ビート、大麦、小麦、燕麦、菜種、野菜ではレタス、ダイコン、ハクサイ、タマナ、ニンジン、ホーレンソウなどです。山羊や綿羊、ニワトリ、馬、牛などを飼育してきました。ただ、残念なのは農業で生計を立てられなかったことと、後継者に恵まれなかったことです。また、安い輸入肉の影響で、経営が苦しくなったことも悔やまれます。しかし、苦勞することにより知恵が生まれます。努力することにより良い結果を得られます。

私も老いてきました。これからは、土と花木、草花を友として生きてゆきたいと思っております。最後に、若者たちにとって、魅力あふれる農政の実施を心から願うものであります。

第二節 林業

一 明治・大正期の林業

下北のヒバ

明治維新後、南部藩の山林は斗と南藩に移され、次いで同藩から青森県に引き継がれた。下北の山にはブナやヒノキ、トチ、ミズナラ、イタヤカエデなどが繁茂し、その中でも南部檜と呼ばれるヒバは、材質が強靱で保存性・耐水性に優れ、さらに加工が容易なことから、その用途は広く神社仏閣・城などの造営に欠かせなかつた。

本県のヒバ林のほとんどは天然林で、ヒバの天然林は世界中で、日本の本県をはじめ北海道の南部、秋田、岩手県の一部、それに木曾にあるのみとされている。本県下北に繁茂するヒバは元亀・天正（一五七〇～九二）時代に、早くも加賀・能登・越中方面へまで積み出された。江戸時代に入ると、大量に江戸・大坂へ運ばれたが、それに課す運上金・冥加金は、南部藩の主要な財源の一つに数えられ、文字通り「金の成る木」であった。そのため藩は、山林を「御山」「留山」として厳重に管理してきた。

藩有林から 明治六年（一八七三）に実施された地租改正後、旧藩における山制は無視されて、私有・共有の国有林へ 証文のない山林は、すべて国有林に編入された。その結果、六六万町歩に及ぶ青森県の林野の七

○%以上が国有林となった。その比率は日本一で、「軒先まで国有林」といわれたほどであった。村有だった山林が、書類の不備から官林に編入された例も多く、その所有権（入会権）をめぐる紛争対立は絶えなかった。権利を侵害されたとする人々は、従来通りに材木を切り出して「官林盗伐罪」に問われた。明治十四年に明治天皇が東北を巡幸された際、その名代として下北の民情を視察された北白川宮に、村々の代表三八人は「森林解放願」を提出した。さらに同三十一年には、下北の各町村長は「下北郡森林原野特別処分同盟会」を結成して、国有林の解放運動を始めた。

国有林 政府は明治三十二年（一八九九）に「国有土地森林原野下戻法」（下戻法）を施行し、地租改正**解放運動** または寺上土地処分により宮有地に編入された土地・森林・原野などに対し、三十三年六月三十日までに、つまり一か年の期限を限り、その処分時において所有者または分収の事実のあった者は下戻申請を行うことを認めた。

また、不許可の処分を受けた者は、行政裁判所に出訴することが可能となった。なお、この申請をするには、所有または分収の事実を証するものとして次の項目が挙げられた。

- ① 公簿もしくは公書により、所有または分収の事実を証するもの
- ② 高受または正租を納めたる証あるもの
- ③ 私下下付売買譲与、質入、書入寄付等による所有または分収の事実を証すべきもの
- ④ 木材またはその売却代金を分収したる証あるもの
- ⑤ 私費をもって木竹を植え付けたる証あるもの
- ⑥ 私費をもって田畑宅地に開墾したる証あるもの

この法律に基づいて、青森県では全国最高の二九一〇件が申請されたが、許可されたのは七九件のみであった。申請者の大半は、証拠書類の収集、裁判の長期化や費用の面で結局は泣き寝入りせざるを得なかった。大正に入つて東北振興の必要性が叫ばれると、東北六県の知事は仙台に会合して、この問題を協議した結果、その善処方を政府および各政党に陳情することとなった。

青森県の川村竹治は上京して、政府と折衝し政友会総裁原敬はらたかしに親しく陳情した。南部藩士の家に生まれ、大正七年（一九一八）九月に初の政党内閣を組織することとなる原は、東北の山林事情に精通し、県民に深い同情を寄せていたものの、国有林の解放には二つの難関のあることを指摘した。

(一) 国有林解放には特別法の制定が必要である。政友会の多数をもってすれば、法案の衆議院通過は可能だが、貴族院ではいろいろと問題が起き、このような法案は党勢拡張の具と非難される。

(二) 国有財産の処分には、とかく情実縁故を頼る運動が頻発しがちで、それによって罪を犯す者が出ることが懸念される。

このように、原の態度は慎重で、そのため国有林の解放運動はその後も久しく進展を見なかったが、大奥村においては昭和二年（一九二七）に一七三・一二一ヘクタールの国有林が三六一戸に解放された。

植林事業

大奥村では明治以来、次の植林事業が行われた。

(一) 奥戸尋常高等小学校は明治三十三年（一九〇〇）、東宮殿下（大正天皇）御慶事記念に字新釜の区有地を借入して、松七五〇〇本と杉五五〇〇本を植え付けて学校林を造成した。

(二) 大奥村は明治三十六年、前年の凶作で困窮した村民を救済するため、大字大間字内山の五町歩と大字奥戸字焼畑の五町歩を、各区から借入して杉苗四万四〇〇〇本を植え付けた。

(三) 大間尋常高等小学校は明治四十一年、東宮殿下の大湊要港部行啓記念に字内山の区有山林の四反三畝一〇歩に杉一一〇〇本を植え付けた。

(四) 大正四年(一九一五)の大札記念(大正天皇即位)

○大奥村 大字大間字内山と大字奥戸字焼畑の区有地の五町歩を借入して、それぞれ杉苗三〇〇〇本と松苗二〇〇〇本を植え付けた。

○大奥村消防組第一部 大字大間字内山の五反歩に杉苗二五〇〇本を植え付けた。

○青年会 字大間の平区有地の大間岬頭へ通じる斜面に松苗一〇〇〇本、魚附林に松苗二二〇本を植え付けた。

その他、大間同窓会や大間在郷軍人分会、奥戸精交会なども、それぞれ記念林の造成に励んだ。大正十一年度の「下北郡町村主要生産」によれば、大奥村の木材は一万二〇〇〇石(一四万四〇〇〇円)で、石数・金額とも第一位を占めた。ちなみに大湊村は一二〇〇石(九〇〇〇円)、大畑村は一四二〇石(四五七〇円)であった。

二 大間営林署

明治維新以降、山林行政もまた、幾多の変遷を経て現在に至っている。旧南部藩の広大な山林原

野の大部分は国有林に編入されて、民部省の所管となったが、明治七年(一八七四)に内務省地理寮、次いで同省山林局の所管に移された。前記のように私有・共有の証文のない山林はすべて国有林に編入されたため、その権利をめぐる、官と民の間に紛争が続発した。

そこで政府は、問題の解決を目指して同九年と十四年に、山林原野等官民有区分処分法を制定した。それに先

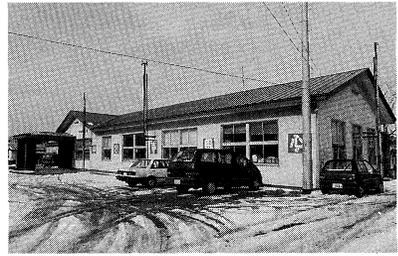


写真5-7 大間営林署



写真5-8 植林風景

戸派出所は易国間小林区署に属したが、翌二十三年に同派出所が廃止されると、大奥村は新設の佐井小林区署に属した。

同二十四年に大畑・易国間の両小林区署は合併して、大畑小林区署となった。この大畑小林区署は二十八年から、当地方においてスギ・ヒバ・アカマツ・クロマツ・ハンノキ・サワクルミ・キリ・ケヤキなどの植林に従事している。大正十四年（一九二五）に農商務省が農林省と商工省に分離されるのに伴って、営林局署官制が制定されると、当地方は大畑・佐井両営林署に分属したが、昭和四年（一九二九）五月、大奥村と風間浦村、それに大畑村の一部を管轄とする大間営林署が大奥村大字大間に新設された。

大間営林署管内の主な樹種は、ヒバ・杉・黒松・ブナ・ナラ・クリ・ホオ・サワグルミ・トチ・セン・オニグルミを主材木に、赤松などを副材木として施業がなされ、これら林産物の切り出しのため、奥戸向町地区に設置

立つ十一年七月、青森県下の官有林は、内務省青森地理局出張所の管轄に入れられた。同出張所は翌十二年、青森山林局出張所と改称され、さらに十四年に農商務省が設置されると、その管轄に移されて山林事務所と改称された。

そして同十九年、大小林区署制度が制定されて、当地方は青森大林区署の大畑小林区署の管轄に属し、その奥戸派出所が奥戸村大字奥戸に設置された。同二十二年、大畑小林区署と易国間小林区署に分割され、奥

された野木場（奥戸字小奥戸二一一）から小川代川（約九キロメートル）奥戸川（約一二キロメートル）上流部までトロッコ式の森林軌道が架設された。この森林軌道は昭和初期のころには設置されていたが、その後林道の整備が進んでトラックでの搬出が主流となり、昭和四十八年にその使命を終えた。

平成四年（一九九二）三月一日、大間営林署は佐井営林署を大間営林署佐井森林経営センターに統合・改組し、

大間営林署歴代署長

代数	氏名	在任期間
初代	高畑栄吉	昭和四・五
一代	小栗元二	一〇・七
二代	原田庄三	一一・九
三代	中村新一郎	一三・九
四代	馬場恒三郎	一五・五
五代	星野弥平	一八・四
六代	茅野富士夫	一八・一〇
七代	松本守雄	二〇・八
八代	小松久三郎	二一・四
九代	小柴辰二	二二・六
一〇代	鎌田春男	二三・一
一一代	橘 治	二五・九
一二代	井野一人	二六・一〇
一三代	阿部 功	二八・四
一四代	斎藤源太郎	三一・二
一五代	西村三治	三六・三

代数	氏名	在任期間
一六代	有吉幸男	三七・八
一七代	菊地武文	三九・一二
一八代	安養寺俊彦	四二・四
一九代	三浦 修	四三・八
二〇代	相馬 稔	四五・七
二一代	土屋利昭	四八・八
二二代	金丸隆夫	五一・四
二三代	町 昭二郎	五三・四
二四代	岩間 博	五五・四
二五代	柏 博	五七・八
二六代	藤森重智	六〇・五
二七代	笹岡哲也	六二・四
二八代	松崎 教	六四・三
二九代	宮家善晴	六六・三
三〇代	清水大裕	六八・四
三一代	野宮豊元	七〇・二

表5-6 国有林・民有林別森林資源状況

(単位) 面積：ha、蓄積：1,000m³

区 分		国 有 林	民 有 林	町 村 有 林	財 産 区 有 林	私 有 林					合 計	
						公 社 ・ 公 団 有	社 寺 ・ 法 人 有	部 落 ・ 共 有	個 人 有	小 計		
立 木 地	人工林(A)	面積	843	4	50	—	23	0	20	107	150	1,047
		蓄積	108	0	2	—	—	0	2	9	11	121
	天然林(B)	面積	2,408	1	135	—	—	25	144	107	276	2,820
		蓄積	578	0	10	—	—	2	12	8	22	610
	計(C)	面積	3,251	5	185	—	23	25	164	214	426	3,867
		比率	84.1	0.1	4.8	—	0.6	0.7	4.2	5.5	11.0	100.0
		面積	686	0	12	—	—	2	14	17	33	731
		比率	93.9	0	1.6	—	—	0.3	1.9	2.3	4.5	100.0
	人工林率	A/C	25.9	80.0	27.0	—	100.0	0	12.2	50.0	35.2	27.1
	無 立 木 地	総 数	61	—	—	—	—	—	—	1	1	62
伐採跡地		61	—	—	—	—	—	—	1	1	62	
未立木地		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他		72	—	—	—	—	—	—	—	—	72	
合 計		3,384	5	185	—	23	25	164	215	427	4,001	

昭和62年青森県森林資源統計書

現在に至っている。平成五年四月一日現在の定員は五二人、基幹作業職員二八人、定期作業員二人の合わせて八二人である。

林業経営

当町の森林面積は四〇〇一ヘクタールで、町面積の七七%を占めるが、そのうち民有林面積は六一七ヘクタール、国有林面積は三三八四ヘクタール、つまり森林面積に占める国有林の割合は八〇%を超えている。従って、当町の林業は国有林に対する依存度が高く、林業経営の場として古くから国有地に分取林を設置する、いわゆる部分林を設定してきた経緯がある。

これら森林の人工林面積は一〇四七ヘクタールで、その人工率は二七・一%である。これを経営形態別に見ると、県有林の人工林率八〇%を除いて、おしなべて低い植林状況にある。また、森林の蓄積量は七三万立方メートルで、その内訳は国有林が六九万立方メートル、民有林が五万立方メートルで圧倒的に国有林の蓄積量が多い。昭和五十五年（一九八〇）における当町の林家戸数は一五五戸で、その内訳を見ると、農家林家が一三一戸と総林家戸数の八五%を占め、林家の農家率が非常に高くなっている。

また経営規模では、一〇ヘクタール以上の規模を有する林家はわずか四戸にすぎず、約九〇%に当たる一三八戸は一ヘクタール以下の零細経営規模である。

林業団体

当町と大畑町・風間浦村・佐井村の森林組合は、昭和四十八年（一九七三）度広域合併して、その事務所を大畑町に置いた。設立時の組合員数は七六五人、出資金一九七三万円、常勤職員三人、作業班員四〇人、そのうち当町の組合員数は五一人である。

特用林産物

大間民芸物産センターは昭和六十年（一九八五）から、ヒバの加工についての試験・研究をやり、製品の展示・販売を試みている。

ヒバの香りと材質、美しい木目は近年、水盤や大盃、抹茶茶碗、ヒバ枕、ハンドバッグ状の入れ物、背負い籠などの製作に活用され始めたところである。このほか、家内労働によるシイタケの生産が行われているが、その年間生産量は六〇〇キログラムと少なく、零細規模にとどまっている。現在の低い技術的水準を高めるとともに、温泉排熱を利用しての栽培方法を研究することが望まれる。

また、山野に自生する山菜を林間に栽培して、その加工・販売を行うことについても検討すべきであろう。

将来へ 近年、林業經營の採算性が悪化し、併せて間伐材の売れ行き不振が続く中で、林業經營者は主伐の**展望** 時期まで中間収入を得られないために、経営意欲を失っている。このような状況から、人工林の若齢における下刈り、つる切りなどの保育管理が行われなくなり、過去の山林への投資が無駄になることが懸念されている。このようなことから、個人ごとの下刈り・除伐・間伐などについて年度ごとの実行計画を立て、所有者に実効の有無を確認し、森林保育調書を作成し、森林組合と協議し保育にかかわる各種補助事業（補助率四〇％）を導入しつつ、林地の保育・管理の徹底化を図るべきである。

また、地域林業の中核的な担い手としての森林組合の強化・育成も必要である。このため、長期的視点に立脚した活動体制の強化と間伐をはじめとする林産事業への取り組み体制の整備を図り、経営基盤の充実、執行体制の強化、財務の健全化を図るよう国・県など関係機関に働きかけることが求められる。

第三節 水産業

一 特色ある漁業

藩政期 下北半島は漁舟の出入りに便利な湊（港）が多く、そのため沿岸に住む人々は古くから漁業で生の漁業計を立ててきた。『風土年表』の元禄十二年（一六九九）の項には、ニシンの大漁のあったことが記され、また、寛政十一年（一七九九）の項には「大間ニ鯡群来」という記述が見られる。文化十年（一八一三）と十一年にも、大間はニシンの豊漁で大いに潤った。ただ、半島の近くに鮮魚の大消費地がなかったために、当地方の漁業の発展が遅れたことは否めない。

当時、舟は丸木舟、網は地引き網に限られていた。南部藩は宝暦十年（一七六〇）、下北における留山制施行で山から締め出した領民らに、漁法を指導している。領民の方では漁業に生きる意欲に燃えて、藩が房州（千葉県南部）から招いた漁師について、新しい漁業法を熱心に学んだ。

享保年間（一七一六〜三五）の下北半島の上浦・中浦・下浦の二四か村には、合計二一一隻の漁舟があった。享保六年の調べによれば、上浦に属する大間村には八隻、奥戸村には九隻があり、その後次第に増えていった。イワシの粕は肥料として珍重され、延享元年（一七四四）以前から船で江戸方面へ運ばれた。また、イワシの

魚油は行燈あんどんの灯油に用いられた。イワシ漁の貢租は丸木舟一隻につき一步と砂金六分四厘四毛、イワシ網役は六分五厘五毛と定められていた。

イワシ粕やほかの海産物を江戸や上方（関西）方面へ運ぶことを業としたのが、いわゆる廻船屋である。享和二年（一八〇二）四月に、田名部通りの廻船問屋一同が藩に提出した陳情書には、大間村問屋の左衛門太・作右衛門、奥戸村の安兵衛・嘉兵衛の四人が署名している。このころ、大間の戸数は四四軒、奥戸のそれは一二九軒で、奥戸の方がずっと多かつた。

文政元年（一八二七）に、大畑・大間・奥戸・佐井・牛滝・川内・安渡は湊と称し、易国間と大平は浦と変えた（『原始漫筆風土年表』）。また、幕末の編纂と推測される『奥々風土卷十』（南部叢書第一冊）には、次の記述が見える。

一 湊―大間湊 海門の広さ三十間、深さ一丈許、左右に岩ありて、船泊るには便甚悪し、奥戸湊迄海路一里半の間荒磯也。

奥戸湊 海門の広さ一丁、深さ一丈許、岸深くして、船泊るには甚便宜処なり、九艘泊まで海路十里程あり。

大間 鰯網 江戸時代、領主が漁場を領有し、地元の水面は漁業集落に、そして沖合は共同利用（入会）にゆ

仲間儀定 だねられていた。それでも時に、漁師同士の争いは避けられなかった。漁場における秩序を守る必要から、大間村の漁師は宝暦五年（一七五五）に「大間鰯網仲間儀定」（武内家文書として現存）を結んだ。それは次のようなものであった。

一、延享五年辰六月御村御触事、御書付を以被仰候通、弥無懈怠相守可申候、其節網師仲間浜並作法儀定書相出し申趣、是亦嚴重に相守可申事（延享五年辰六月御村御触書で仰せられている通り、いよいよ怠りなく相守るべきこ

と。その節、網師仲間浜ならびに作法儀定書を提出しているが、これを嚴重に守るべきこと。

一、此度漁御役御据に被仰付候、然上は仲間網数丸木船壹艘に付金壹歩宛取立、其余は槽在高く割付取立可申候、万一不漁ノ槽不足候はば、在高之ノ槽壹俵に付砂三厘七毛積を以取立、其外不足之分者、総網員え割付徐取立、都合相揃上納可仕候（このたび漁御役を設けることが仰せ付けられたが、この上は仲間網数は丸木船一艘につき金一分ずつ取り立て、その余りはノ粕の在り高へ割り付けて取り立てるよう。万一不漁でノ粕が不足のときは、在り高のノ粕一俵につき砂金三厘七毛ずつ取り立て、そのほか不足の分は総網員へ割り付け、全部そろえて上納すべきこと）。

一、唯今迄大間湊へ附賦ノ槽相渡候処、此度御村より附賦之儀者、御百姓□□駄賃に可有之筈、網師より附賦を致候儀不届之旨申出候、此段尤に付、明年よりノ槽売渡候而茂、納屋元に而相渡申筈、附賦者買手より駄賃を以、勝手之場所之引取申積、就夫俵仕方賃者、八斗入壹俵に付拾文、右積を以唯今迄之通俵仕相渡申定、若買手より俵仕致候はば、勝手次第に候、併其時模様により相違儀有之候はば、ノ槽値組之節仲間評定之上買人と約束可申事（これまで大間湊へ附賦ノ粕を渡したところ、このたび御村より附賦の俵は、御百姓□□駄賃にこれあるべきはず、網師より附賦をするのは不届きの旨申し出があり、これはもつともであるから、明年からノ粕を売り渡しても納屋元において渡すはず、附賦は買手より駄賃をもって、勝手な場所へ引き取り申すつもり、ついては俵仕立賃は、八斗入れ一俵につき一〇文、一石入一俵につき一二文、右のつもりをもって、ただ今までの通り俵を作り渡す定め、もし買手より俵仕り候わば、勝手次第である。また、そのときの事情によって違ふことがあつたら、ノ粕値組の節、仲間で評定の上、買人と約束すべきこと）。

一、銘々網子人数之内、他網え乗移並列商売え相加申節は網元より暇切手相出申筈之定、但網元に不宜仕方有之乗子不勝手に付、他網え乗移申度候而茂致難渋、切手相出不申候はば、其時之年行司え訴出候而裁許可申請候、且又乗

子之者共我儘之仕方有之候はば、縦漁最中成共相除き可申、然時は脇網え乗組申儀堅仕間敷事（銘々網子人数のうち、ほかの網へ乗り移り、ならびに別の商売へ加わるときには、「暇切手」を出す定め。ただし、網元によろしくない仕方があり、乗子がほかの網へ乗り移りたくともとやかくいって切手を出さないときには、そのときの「年行司」へ訴え出て裁許を申し受けるように。かつまた、乗子の者にわがままの仕方があるときには、たとえ漁の最中でも除くように。そのときには脇網へ乗り組むことは堅く禁ずる）。

一、乗組之者段々網元より金銭不限借用申時者、仕入方より定之通壹歩三分積加利息勘定可仕候、然上は御郡役並相続之儀、相応に貸付無滞可仕候、且又〆糟値段相立売候はば、早速大徐勘定相渡置、総勘定は網仕舞之節仕渡可申事（乗組の者だんだん網元より金銀に限らず借用するときは、仕入方より定めを通り一步三分の積りの利息を加えて勘定するように。しかる上は御郡役ならびに相続の儀、相応に貸し付け滞りなくするように。かつまた〆粕の値立てをして売却したときには、早速おおよその勘定を渡しておき、総勘定は網じまいのときに渡すべきこと）。

一、乗子朝行通以之外不同有之候而、遅く参候ものは勘定之節七分に相減可申、是には大小有之候間、乗子仲間に而評定之上、八分九分に茂勘定可仕事、但網元並乗子共にすのふ中致出精、浜より相離不申様心懸可申候、左候、左候而は不勝手之由申者於有之、全体無精ものに候間、いはし商売仲間より永相除き可申候（乗子が朝の行き通いはもつてのほかで、朝遅参した者は勘定するとき七分に減ずること。これには大小があるから乗子仲間で評定の上、八分九分に勘定すべきこと。ただし、網元ならびに乗子ともに一日中精を出し、浜より離れないよう心がけるように。そうでないときは、いわし商売仲間より永久に除名すべきこと）。

一、誰に而茂船頭致相勤候者、諸道具に不限、万事網元同前に心懸可申事、但船頭役之者之為太義分、仲間中より壹割余計相出可申候、尤乗子之者共、船頭下知網元同前に心懸可申事（誰でも船頭を務めた者は諸道具に限らず、万事網元同様心がけるべきこと。ただし、船頭役の者の御苦労として、仲間中より一割を余分に出すこと。もつとも、

乗子の者たちは船頭の命令を網元同様に守るべきこと。

一、先規之通、網は式代、釜は式枚に而、壹代半壹枚中七分五厘宛相定候 但浜下之節網元より諸道具念を入拵出可申候、すのふ中出精仕拵可候、尤先年は□網元より、芋からむしなま仲間より相出申候得共、夫に而は乗人数迷惑に可存候間、網元より相出可申候、其外諸道具紛失のものは仲間に而拵可申候、網干かえし等網元船頭に不限、乗子随分気を付可申事（先規の通り、網は二代、釜は二枚で、一代り半一枚中七分五厘ずつの定め。ただし、浜下げのとき、網元より諸道具を入念こしらえに拵出すよつに。一日中精を出しこしらえるよつに。もつとも、先年□網元より、芋仲間から出したが、それでは乗子が迷惑するので網元から出すこと。そのほか諸道具が紛失したのは仲間でこしらえること。網の干しかえなど網元船頭に限らず、乗子も十分に気をつけること）。

一、ノ糟値段相立申節は、網師仲間不殘寄合評定之上売渡可申候、掾々マツ相対値段を以売払申儀堅仕間敷事（ノ粕の値立のときは、網師仲間全員評定の上、売り渡すこと。相対値段をもつて売り渡すことは決してしないこと）。前書之通今度仲間儀定相立申候、然上者此末違乱之者共於有之者、乗子は網元より申出、網師は乗子より申出、年行司に而吟味の上、儀定相背候はば、網師は永廻商売取上可申、乗子は末々何れ之網え茂相加え間敷候、依而為後日之連判証文如件

宝曆五年亥十二月

網師 宇右衛門

治郎兵衛

久 助

長右衛門

弥兵衛

作右衛門

大間御肝煎

五左衛門殿

同所

御組頭衆中

この「大間鰯網師仲間儀定」からは、次の結論が引き出させる。

- ① 網元―乗子の分化が既に見られ、漁労は船頭の指揮で行われた。
- ② 網道具は網元から供与され、鰯粕の値立てが終わって売り払うたびに仮勘定が行われ、最後の「網仕舞」のときに精算した。
- ③ 網元からの前借金は一步三分の利息をつけて、この総勘定で相殺された。
- ④ 乗子がほかの網に移るときは、網元が「暇切手」を出し、また、遅刻者は減給され、身勝手の者は「仲間外し」の処分を受ける。
- ⑤ 船頭は網元の代行者として乗子を差配し、一割の骨折料を与えられる。

(『下北半嶋史』、『佐井村史』下巻所載)

五兵衛

与左衛門

□右衛門

宗右衛門

平四郎

- ⑥ 魚粕の売却は網元一同の評定によって決め、抜け売りは許さない。
 - ⑦ すべての調停は「年行司」が行う。
 - ⑧ 漁役は網数船数ごとに一步を割り当て、残りは魚粕在り高に掛ける。
 - ⑨ 魚粕は納屋渡しで、搬出費用は買手負担である。
- ちなみに、これより三五年前の享保五年（一七二〇）の人口は、大間村が四七一人（三六戸）、奥戸村が一一人（六五戸）だったが、それに漁家の占める割合は不明である。

長崎俵物

幕府はホシアワビ（干鮑）・イリコ（煎海鼠）・フカヒレ（鱧鰭）を俵詰めにして、長崎から中国へ輸出した。いわゆる「長崎俵物」であるが、これら三品が不足すると、コンブやスルメなどの海産物も扱った。いずれも中華料理に欠かせない材料で、南部藩はその有力な生産地として、松前・弘前・仙台藩とともに「北国筋」と呼ばれた。天明四年（一七八四）の「南部津軽煎海鼠干鮑昆布出方浦名帳」には、大間村がイリコとコンブ、奥戸村がイリコを生産したことが記載されている。

ちなみに、イリコはナマコのはらわたを取り除いて、煮て干したものである。中国人が特に好む干しアワビは、まだ大間と奥戸では生産されておらず、文政四年（一八二二）の「南部盛岡藩御領分産物書上帳」に、大間村のシロボシアワビ（白干鮑）が長崎俵物に買い上げられたことが記されている。

二 明治期の漁業

イワシ漁

イワシ漁は江戸時代から、しばしば大間村を潤した。戊辰戦争中の明治元年（一八六八）もそう
 で、一か所の地引き網で四、五百石の漁獲に恵まれ、村民の一年分の米代は、主としてイワシ粕
 代で支払ったといわれる。明治五年の村の人口が七七戸、四五三人であることを考えると、この明治元年のイワ
 シの豊漁ぶりがうかがわれる。

では、このイワシ漁はどのように行われたのだろうか。明治二十二年に調査し、大正四年（一九一五）に発行
 された『青森県漁具誌』には、大間村の「鰯掛地引網漁」が次のように記述されている。

漁船一艘ニ漁夫七、八人乗込ミ、網ヲ積ミ入レ、船見船頭一人同船ニ乗リテ海岸ヨリ二百間以内ノ沖合ニ
 漕ギ出シ、船頭ハ鰯魚ノ地方ニ近寄りタルヲ認ムルトキハ、指揮シテ網ヲ掛ケ回サシメ、陸上ニアル漁夫十
 四、五人ニテ網ヲ引キ寄せ、魚ヲ囊ニ落シ入レテ捕獲ス、漁場ノ深サハ四、五尋、底質ハ磐石ニシテ左右
 ニ岩石アリ、上り潮下り潮ハ最モ激烈ナリ。

イワシ漁は、イワシが群来するのを待つて行ふ。しかし、イワシの群れが沖を通過するとき、小船で沖合ま
 で漕ぎ出して網を巡らさなければならぬ。また、地引き網を陸地まで引く距離にも限度がある。これが地引き
 網の欠点である。

漁業契約

政府は明治八年（一八七五）、太政官布告によって海面の固有化を宣言して、漁民の慣行や権利
 を否認し、海面を利用したい者は借用願を政府に提出して、その許可を受けることを義務づけた。

その目的は借用料の徴収にあったが、いたずらに漁民を混乱させ魚場争いを激化させたため、一年後に太政官布告を撤回し、旧慣の権利を再確認することで事態を収拾した。

魚場の境界争いは江戸時代からのもので、それに終止符を打つことが求められていた。大間村は明治十二年六月、隣村の蛇浦との間に「漁業採藻契約」を結んだ。この契約者は、両村の総代なる地位にある人で、村戸長が保証人になっている。当時、まだ組織的な漁師組合はなかったと思われる。

この契約の要旨は、次のようなものであった。

タレ水川が両村の境界になっているが、蛇浦の鰹島から以西を大間の魚類採藻場として、蛇浦で大間へ貸し渡している。従って、ここへは蛇浦の者は、一切立ち入ることはできない。また、鰹島より以东は蛇浦の魚類採藻場として、ここへは大間の者は立ち入り禁止とする。ただし、一時に一〇人以上の違反者が出ない限り、この契約が破棄されることはない。また、違反者一〇人以上を数えたときは、その違反者の告発だけにとどめる。

大間・蛇浦両村は明治十九年四月、入漁に関する規約を制定した。この規約に違反する者が出たときや、操業者間で口論などが起こったときは、両村の総代人が説諭し、それに服しないで違反・口論を繰り返す場合は、入会漁場での操業を禁止することになっていた。

漁師の育成

下北地方から北海道への出稼ぎは江戸時代からで、それは明治時代に入っても変わらなかった。経済混乱が続いた明治十年代には、多くの農漁民が北海道へ渡った。明治十六年（一八八三）の

『郡状報告』には、下北各地からの出稼ぎが次のように記されている。

○漁業ト北海道出稼等ヲ合テ生計ヲ営ム（正津川村）

○往古檜材ヲ以第一ノ物産トナシ年々是ヲ他郡ニ輸出シテ富有ノ村落ナリシニ、漸次樹木ノ尽ルニ随ヒ衰頹ヲ来シ、今ヲ去ル七、八十年前ヨリ北海道出稼ニ転業セシモ、近来鉄道ノ開クルニ從ヒ百事意ノ如クナラス、目下大ニ衰頹ヲ来シ北海道へ移住スルモノ年ヲ追テ多ニ至レリ（大畑村）

○魚藻ノ物産少々ナラス壯年之者ハ北海道ニ出稼シ（下風呂村）

○魚藻ノ産出ト壯年者ノ出稼スルハ下風呂呂と異ナルコトナシ（易国間村）

○漁業ト出稼等ヲ以生計ヲ営ム（蛇浦村）

○魚藻ノ産出僅少ナルカ故ニ村民拳テ北海道ニ出稼シ（奥戸村）

大間村からも二八人（男二四人、女四人）が北海道へ出稼ぎに行っている。出稼ぎ人の急増は人手不足をもたらし、それを解消するため大間では、津軽方面から子供をもらい受けて、漁師に育てることが始められた。そのような子供は「貰い子」と呼ばれた。

明治二十年ごろ、大間村の九か所に建網があり、主な経営者は山崎市太郎・七島吉治郎・目時忠八・筑田豊吉・山崎不二松・伊藤八五郎、細間共同網らであった。

大奥村内に 市町村制施行で大間村と奥戸村が合併し、大奥村が誕生した直後の明治二十三年（一八九〇）九**おける契約** 月、村内の大間・奥戸両区は海面境界を確認し合い、双方で侵害しないようにと委員を選出、高畑熊三郎村長が立会人となって契約を結んだ。また、この年の十一月、両区は相手側の海面において操業することを認め合う契約も交わした。例えば、奥戸の漁師は大間の海面で、フカ・ソイ・イワシ・オヨ・イカ・アブラメ・タナゴ・タコ・イソテナ・フノリ・ワカメ・ヒジキ・コンブなどを、そして大間の漁師は奥戸の海面で、イワシ・ニシン・イカなどを捕った。

第3節 水産業

表5-7 北通地方の漁獲高と価格(明治23年)

魚種	地名	正津川	大畑	下風呂	易国間	蛇浦	大間	奥戸	佐井	長後	合計
鰯	取量(貫)	16,465	11,244	2,648	6,620	3,972					40,949
	価格(円)	3,136	2,091	399	997	998					7,221
鮑	取量(貫)		192	299	523	672	2,000	2,720	336	144	6,886
	価格(円)		204	429	751	966	5,000	5,950	420	180	13,900
昆布	取量(貫)	6,400	9,600	3,042	7,098	10,140	7,000	3,000			46,280
	価格(円)	256	384	152	354	505	364	156			2,171
烏賊	取量(貫)	3,991	9,312	991	288	173			390	390	15,235
	価格(円)	362	845	347	144	86			220	220	2,224
海羅	取量(貫)			4,250	2,550	1,700			43	11	8,554
	価格(円)			680	480	272			180	45	1,657
石花菜	取量(貫)				1,240	1,860	2,400		1,316	564	7,380
	価格(円)				372	558	1,200		392	168	2,690
鮫	取量(貫)						4,000	2,000	3,240	1,620	10,860
	価格(円)						500	250	8,842	422	2,014
鮓	取量(貫)			3,000							3,000
	価格(円)			240							240
蛙	取量(貫)		1,200					1,000	73		2,273
	価格(円)		170					375	100		645
恵胡	取量(貫)						8,000				3,000
	価格(円)						1,000				450
雑魚	取量(貫)						2,000	1,000			3,000
	価格(円)						300	150			450
鱈	取量(貫)								8,000		8,000
	価格(円)								400		400
若布	取量(貫)								1,200	800	2,000
	価格(円)								45	30	75
海苔	取量(貫)								4	2	6
	価格(円)								8	5	13
章魚	取量(貫)								2,400	600	3,000
	価格(円)								208	52	260
合計	取量(貫)	26,856	31,548	13,930	18,319	18,517	25,400	9,720	17,002	4,131	165,422
	価格(円)	3,754	3,694	2,247	3,098	2,985	8,364	6,881	2,815	1,122	34,960

『下北郡統計書』より

このころ、漁家は大間が一〇九戸、奥戸が一〇五戸と、ほぼ同数であった。なお、これらの契約書には漁業総代・人民総代などが当事者として記載されているが、「組合」という名称は見当たらない。これは地先水面利用権が、集落総有の形で保有されていたことを示すものと思われる。

漁獲高

アワビは、正津川を除くすべての村落で捕獲されたが、奥戸・大間の明治二十三年（一八九〇）の漁獲高は、それぞれ全体の四二・八％、三五・八％に達し、合計すると七八・六％という高率になる。これは、奥戸・大間におけるアワビの捕獲方法が他村と異なり、独特の刺網さきあみを使うことによる。

漁具の改（アワビ刺網）

良・発明 明治十九年（一八八六）六月、奥戸の小林唯八は独自のアワビ刺網を発明し、これを使用することで、以前の何倍ものアワビを捕獲できるようになった。このアワビ刺網のルーツは、唯八の祖父弁太にさかのぼる。

嘉永二年（一八四九）五月の某日、弁太は自分が考案したサメ網を海中に投じたところ、数個のアワビがかかった。これにヒントを得た弁太は鉾ほこで突いてアワビを捕る（突きアワビ）よりも、網を用いる方が効果的だろうと考えて、サメ網を改良してカノコ網を作った。このカノコ網は、潮によって岩礁へ流されると、それに大きなアワビが乗ったものの、その大半は網から落ちてしまった。弁太は、その防止法を考えつかぬ前に亡くなった。

子の弁太郎は、亡父の研究を引き継ぎ試行錯誤の末、タラ網の糸がカノコ網よりはるかに細いことに着目したが、死期が近づいていたためにそれを試すことができず、子の唯八に詳しく話した上で息を引き取った。こうして、祖父の遺志を継いだ唯八は、津軽から古いタラ刺網を買い入れ、これを仕立て直して独自の「アワビ網」を完成させた。

当時、奥戸ではアワビの突き磯は大間と入会になっていたが、大間の漁業戸数の増加によって大間からアワビ磯の入会を拒絶され、困惑していただけに、この新しいアワビ網は大きな福音となった。

小林唯八は明治四十四年に没したが、大正五年（一九一六）に山形市で東北六県連合共進会が開催された際、農商務大臣から次のように追賞された。

下北郡大奥村

小林孫八祖父

故小林唯八

銀杯

資性温厚公共の志に篤く夙に漁業に熱心し具に艱難を嘗め遂に鮑刺を創製し其の普及を図り公益に供し又乾製造の改善に努め今日大間鮑の名を為さしむるに至る其の遺績永く芳し仍て茲に之を追賞す

大正五年十月三十一日

農商務大臣 河野廣中

へフカ釣具の發明

明治十七年九月、大間の佃栄太郎はフカ漁の釣り道具を發明した。それは、数年にわたる研究の成果であった。当時、フカは網で捕獲していたが、ある日沖合を遊泳するフカを見た栄太郎は、釣り上げたいと思ひ延繩はえなわを海中に投じた。フカは餌を食うと、繩を噛み切つて泳ぎ去つた。

この失敗にめげることなく、栄太郎は試作を続けた結果、延繩の釣り元に針金を使うフカ釣具を發明したのである。最初、餌には油目を用いたが芳しくなく、鮭肉に変えたところ一日に六七尾を釣り上げるといふ好成绩を

得た。以来、周辺の漁民は、この釣具の恩恵を受けることとなった。当時、下北地方ではフカをカドザメと呼んでいた。

〈ガラス箱〉

明治二十三年三月、根付漁業に不可欠とされるガラス箱が北海道から当地方に伝来し、以後、急速に普及した。それ以前は菜種油を海面に流し、澄んだ状態にしてから海底をのぞいて、アワビや魚類を捕獲していたという。

〈イカ釣り漁〉

明治二十九年に北陸地方から川崎船が大間・大畑にやってきてイカ漁をやり、それを契機に下北沿岸のイカ釣り漁は年々盛んになっていった。

漁業組合

農商務省に水産部が設置された翌年の明治十九年（一八八六）に、「漁業組合準則」（農務令第一七条）が制定された。制定の目的は、旧慣の自治的権利を確認した上で、各地に漁業組合を設立させて漁場の支配管理権を与え、秩序維持を図ることであった。さらに明治三十五年七月、新しい漁業法が公布されたのを機に、各地の漁民は地先水面の漁業権を取得するために漁業組合を設立した。翌三十六年三月二十日、大間・奥戸の両漁師組合は、それぞれ大間・奥戸漁業組合と改称した。『大奥村誌』によれば、大間漁業組合の組織・規約は次の通りであった。

一、区域は大字大間一帯とする。

二、組合に加入するには、一か年以上組合区域内に居住して村区費を負担し、一〇円の組合費を納めなければならぬ。その後二か年が経過して、初めてアワビ・テングサを採取する権利を得る。

三、組合の管理する漁業権は、地先水面専用漁業権、慣行による専用漁業権の二つである。

四、会議は、總會を通常および臨時の二種とし、總代会を設け組合区域を六区に分けて各区に三名の總代を置く（一区は上町、二区は下町、三区は新向町、四区は向町、五区は浜町、六区は上浜町）。組合長の推薦を受けた者を組合總會で選挙する。

五、理事・幹事は各三名とし、その任期は二年である。

六、違反者には、一円以上一〇〇円以下の過怠金徴収と停止ならびに除名の制裁がある。

初代組合長には竹内安五郎が就任した。これ以前の漁師組合時代には、漁師頭と呼ばれる者が組合長の役割を果たしていたようである。

なお、この明治三十六年の設立時の組合員数は不明だが、それから二年後の四月、つまり日露戦争中に組合が漁獲物の共同販売による所得の一部を貯蓄に回す際、二七二人の組合員がそれに加わっている。また、大正五年（一九一六）の大典記念行事にまつわる記録によれば、その年の組合員数は一九一人である。

奥戸漁業組合の組織・規約

- 一、区域は大宇奥戸一帯とする。
- 二、理事、幹事は各三名とし、その任期は二年である。
- 三、会議は通常、臨時、理事会の三種とする。
- 四、組合内に一年以上住所を有する漁業者を組合員とする。
- 五、組合の享有漁業権は地先水面専用漁業権と慣行による専用漁業権の二つである。
- 六、違約者には、五円以内の過怠金を科する制裁がある。
- 七、組合員に死亡者があるときは、二日間出漁を禁じて弔意を表す。

奥戸漁業組合の大正五年の組合員数は一一七人と、大間漁業組合に比べてかなり少ない。なお、規約中の第七項は組合員の連帯意識の強さを示すものとして注目される。特筆すべきことは、明治四十五年に佐久間要一が、アワビの缶詰製造に成功したことである。

大間 水産 大間村が青年への水産教育に特に熱心なことは、明治三十九年（一九〇六）十二月、下北郡では**補習学校** 初めて水産補習学校を大間尋常小学校に設置したことにも示されている。文部省が明治二十六年に公布した「実業補習学校規程」にあるように、その目的は「小学校卒業以上または学齢を過ぎた者に、小学校教育の補習と職業教育に必要な知識、技能を授ける」ことであつた。大奥村の『郷土史』は、前記大間水産補習学校のことを次のように記している。

小学校卒業者ニシテ現ニ漁業ニ従事シ、又ハ将来従事セントスル者ニ対シ、水産ニ関スル知識、技能ヲ授クルト共ニ、普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トシ、修学年限三カ年タリ。大正七年十月修学年限本科五カ年、別科二カ年、研究科一カ年トシ、小学校卒業者ニシテ壮丁ニ達スル迄ノ在住者男子ヲシテ、全部強制的ニ就学セシム。大正十一年十一月末日現在ニ於テ生徒数百四十九名、教員五名之ヲ四学級ニ編制ス。

大正十二年（一九二三）四月、奥戸尋常小学校に水産・農業補習学校が併設された。明治・大正期における水産補習学校の教科内容は不明だが、昭和に入ってから教科内容は次の通りである。

男子部 修身・公民国語・数学・体操・教練・地理・歴史・実業の八科目、ただし研究科と地理・歴史を除く六科目

女子部 修身・国語・算術・農業・家事・唱歌の六科目、実業は主として水産（水産大意・製造・養殖・漁労）を行った。

三 大正期の漁業

大奥村の経済が漁業に大きく依存することは、大正に入っても変わらなかった。大正初年に大間・奥戸はスルメイカの大漁にわいたが、その漁獲量についての資料はなく、詳細は不明である。大正四年（一九一三）には、大間港の西防波堤二一八メートルが竣工した。

大間・奥戸の両漁業組合は、組合員が粗製乱造に走ることを戒め、製品の改良を督励し続けた結果、製品価格を高騰させることに成功した。特に「大間アワビ」は好評で、神戸を通しての中国への輸出は順調に推移したのである。大正九年七月発行の『青森県地誌』には、「鮑は大間付近に饒産ぎょうさんす（中略）。乾鮑は専ら灰鮑を製し、大間物として特種の精良品を算出す」と記されている。

大間漁業組合は大正六年七月、遠洋漁業を行うため農工銀行から一万円の融資を受けて、石油発動機船一隻と川崎船一二隻を新造した。しかし、それらの新造船が上げた収益や採算性は、その資料がないため不明である。大正八年には、刺網アワビが捕れすぎたため加工場は処理し切れず、門を閉じて受け取りを拒んだと伝えられている。現在では考えられないことである。

コンブをはじめとする海藻も、また大間・奥戸の特産物だが、そのうちコンブは主に大阪へ移出された。ちなみに、大阪が大正十四年に本県下北郡から移入したコンブの総量は六〇三七石・二七万九〇八七円だが、そのうち大間が二四〇〇石・一三万五三七〇円、奥戸が一〇七四石・四万四〇九五円と、全体の五八%を占めた。

奥戸漁業組合（岩瀬千代八理事長）は大正十五年春、網取りアワビの入札を行った際、買方との価格の相違か

表5-8 下北郡からの出稼ぎ漁夫人数

(大正11年)

町 村	人 数(人)	金 額(円)	1人当たり 平均金額
田名部町	360	29,433	81円70銭
大 湊 村	70	5,539	79円10銭
東 通 村	401	28,150	70円20銭
大 畑 村	136	11,038	81円10銭
風間浦村	120	9,501	79円10銭
大 奥 村	45	5,064	112円53銭
佐 井 村	71	55,598	78円80銭
川 内 村	139	13,970	100円50銭
脇野沢村	158	12,150	76円80銭
計	1,500	120,443	80円30銭

『下北新報』(大正12年6月25日)より作成

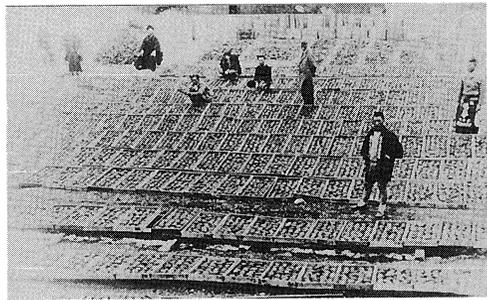


写真5-9 乾鮑の加工(中島大間製鮑所)

ら組合自ら製造販売を手がけることを決め、その事業資金の起債認可を受け五月より組合直営の製鮑を開始した。そして、第一回分の一八〇〇斤の売却入札を行ったところ、五五〇円七〇銭で青森の商店に落札させるという好成績を収めたのである。

大正時代にも、漁民の出稼ぎは続けられた。大奥村からは大正十一年に四五人、十四年に九人が北海道へ出稼ぎに出ている。

下北郡内の五か町村(田名部町・大湊村・東通村・大畑村・脇野沢村)は県外出稼ぎ漁民の組合を結成して、

北海道漁場代表との間に雇い入れ漁民の賃銀について話し合い、標準賃銀を決定している。大奥村は出稼ぎ漁民が比較的になかったせいか、この組合には加入しなかったようである。

四 昭和期の漁業

大間町の 昭和に入ってから、大蔵大臣の失言に端を発した**特殊** 銀行の休業・倒産が相次ぎ、日本は「昭和恐慌」

と呼ばれる時代に突入した。下北地方も当然、その影響を受けたが、大奥村の漁獲高が他町村を圧する状態は続いていた。

例えば昭和二年（一九二七）については、鮮魚貝類・海藻類は第一位、製造物は第二位で、水産総額は七九万八四七〇円と第一位を記録した。これは郡の総額（三九四万四六一五円）の二〇％に当たる高率である。

大奥村の産業が漁業に大きく依存していることは、昭和三年度の農林水産物出荷高にも表れている。すなわち、村の水産物（網取りアワビ二万五〇〇〇円、突きアワビ一万五〇〇〇円、海産物四六万円）が七〇万円なのに対して、農産物は二万三〇〇〇円、わずか三・三％という低率であった。この年、大間漁業組合

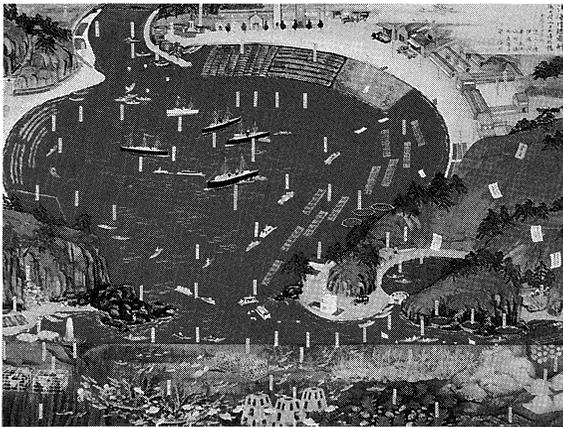


写真 5 - 10 昭和10年ごろに描かれた大間浅海増殖園

表5-9 下北郡水産統計 (昭和2年)

(1)鮮魚貝類

(円)

町村 魚種	田 名 部 町	大 湊 町	東 通 村	大 畑 村	風 間 浦 村	大 奥 村	佐 井 村	川 内 村	脇 野 沢 村	計
鰯	7,100	8,900	6,800	7,150	2,500	850			56,700	90,300
鱈	1,050		2,200	3,750	450	2,300	10,000	5,500	69,000	94,250
鮫			1,500	15,000	1,270	7,400	7,650		250	33,070
鮪	500		21,000		5,000	8,000				34,500
鯛	1,500	1,000	2,300	1,500	1,200	1,400	3,500	500	550	13,450
鱸	500	1,200	7,000	800	3,500	5,500	2,000	100	100	20,800
鱒	4,000	400	15,000	1,500	2,000	1,450			1,200	25,580
鯖	5,000	2,250	10,000	1,500	9,200	2,200			250	30,400
鰹	500	2,500	250	1,500	1,500	350	250	500	3,500	10,850
鮪	1,100	1,450	1,000	5,000	30,000	500	500	300	3,500	43,350
油目	1,000	1,000	500	3,500	1,450	500	1,000	250	250	9,450
ソイ	200	200	1,000	1,500	850	650	600	200	600	5,800
その他の 魚類	1,500	2,250	3,300	2,250	1,750	3,300	2,500	550	450	17,850
柔魚	48,500		138,500	255,000	142,500	14,500	8,000			607,000
海鼠		9,000						7,500	1,800	18,300
鮑			87,500	15,750	52,000	255,000	65,500			475,750
帆立	3,500	12,000						79,500	38,500	133,500
その他の 貝類	850	1,500						750	1,200	4,300
合計	76,900	43,750	297,850	315,900	255,170	303,900	101,500	95,650	177,850	1,668,470

第3節 水産業

(2)海藻類

(円)

町村 海藻	田名部町	東通村	大畑村	風間浦村	大奥村	佐井村	計
昆布	5,050	124,500	2,400	6,200	155,000	105,000	398,150
若布	270	500	1,000	1,500	1,000	2,500	6,770
海蘿		38,000	3,500	18,500	100	12,000	72,100
石花菜		1,050	500	6,500	12,750	6,900	27,700
恵胡					3,450	21,000	24,450
海苔		150	500	1,500	500	1,800	4,450
赤ハタ			500	2,200	4,500		7,200
角又		50		300		2,300	2,650
銀杏草		450		1,850			2,300
合計	5,320	164,700	8,400	38,550	177,300	151,500	545,770

(3)製造物

(円)

町村 製造物	田名部町	大湊町	東通村	大畑村	風間浦村	大奥村	佐井村	川内町	脇野沢村	計
鯛	67,500		199,500	349,500	203,500	13,250	8,925			842,175
乾鮑			93,150	16,050	56,000	285,000	70,450			520,650
貝柱	2,250	9,000						60,000	42,750	114,000
帆立黒乾	2,630	3,550						48,000	12,000	66,180
鯛焼乾	700	6,250		600					74,000	81,500
海參		10,000						8,000	2,500	20,500
鮑罐詰						18,000				18,000
帆立罐詰								8,500		8,500
鯛粕	8,350	2,250	9,700	9,000	2,750	850			5,000	37,900
魚油	2,050	750	2,250	2,000	600	170			1,000	8,820
その他	1,500	1,000	550	4,500	1,300		3,000	250		12,100
合計	84,980	32,800	305,150	381,650	264,150	317,270	82,375	124,750	137,250	1,730,375

(4)水産総額

(円)

町村 各種類	田名部町	大湊町	東通村	大畑町	風間浦村	大奥村	佐井村	川内町	脇野沢村	計
鮮魚貝類	76,900	43,750	297,850	315,900	255,170	303,900	101,500	95,650	177,850	1,668,470
海藻類	5,320		164,700	8,400	38,550	177,300	151,500			545,770
製造品類	84,980	32,800	305,150	381,650	264,150	317,270	82,375	124,750	137,250	1,730,375
合計	167,200	76,550	767,700	705,950	557,870	798,470	335,375	220,400	315,100	3,944,615

『下北新報』（昭和3年8月20日）より作成



写真5-11 アワビ網風景

アワビは高く売れることから、「アワビを捕れない漁師に嫁はやれない」と言われたほどである。

底曳網漁業 不況が深刻化すると、漁場をめぐる争いは避けられなかった。

への対抗策 昭和六年（一九三一）四月、下北郡内の大畑・下風呂・蛇浦・

奥戸・大湊・関根浜・白糠・尻屋・尻屋・岩屋・野牛・石持の一二漁業組合は、機船底曳網漁業が沿岸漁業を荒廃させつつあることを憂えて、次の請願書を県知事と農林大臣あてに提出した。

員は三七三人、奥戸漁業組合員は一四九人と、その差は大きくなっている。純漁村である大間区は米を自給できないため、大間漁業組合は大間丸を建造し、これで青森からは米、函館からは雑貨を運んだ。

このことにも大間の特殊性がうかがわれる。後に大間漁業組合は、米運搬専用の昭運丸を建造し、日本が昭和十六年十二月八日、太平洋戦争に突入する直前まで就航させた。

アワビ漁には刺網漁とツガネ突き漁の二種類があり、前者は春、後者は冬に行われた。

請願書

沿岸漁業ヲ根底ヨリ廢頽セシメ、多数ノ小漁民ノ生活ヲ脅威スル機船底曳網漁業ヲ全廢セラレタシ
 理 由

由來我が青森県下北半島ノ住民ハ、殆ンド沿岸漁業ヲ以テ唯一ノ生活資源トナシ、從テソノ主要産物ハ柔魚いかヲ筆頭トシ鮑、鮭、鱒、鱈、章魚なこ及シロウオ等ニシテ其他ノ魚族亦頗ル豊饒ナリ。殊ニ本郡尻屋岬ヨリ対岸恵山岬ニ至ル沖合ハ柔魚ノ蕃殖地ニシテ、四季棲息スル所ナリトハ全国漁業家周知ノ事實ナリトス。故ニ古來各県ノ漁業者数千人、本郡内ニ入漁シテ年々豊漁ヲナシ、何レモ喜色满面帰郷スルヲ常例トセリ。然ルニ近時機船底曳網漁業近海ヲ縦横ニ跳梁、以來逐年漁獲高激減シ特ニ昨年ハ、ソノ程度最モ甚ダシ。特ニ他県入漁者ノ如キハ、帰郷旅費ニ困惑シタル悲惨ノ状態ニ沈淪セリ。而モ独リ柔魚漁業ノミナラズ、貴重ナル専用漁場内ノ魚族ハ漸次減滅シ、今ヤ關係漁民ノ愁嘆怨嗟ノ声絶ユルコトナシ。是レ素ヨリ他ニ原因アルベシト雖ソノ主因タルベキモノハ、畢竟機船底曳網漁業跋扈シ酷漁ニ加工、魚田ヲ攪乱シ稚魚ヲ濫獲シテ、魚族ニ蕃殖ノ余裕ヲ与エザル結果ニ外ナラズ。今ニ於テ之ガ対策ヲ講ズルニアラザレバ、吾人ノ生命トスル沿岸漁場ハ為ニ数年ヲ出デズシテ、全然荒廢ニ帰シ吾等多数ノ小漁民ハ茲ニ生計ノ根源ヲ失イ、逐ニ饑餓ノ悲境ニ立チ至ルハ必定ナリ。殊ニ昨今ニアリテハ、ソノ取締リ充分ナラザルヲ奇貨措クベシトナシ、殆ンド公然晝夜ノ別ナク禁止区域内ニ浸入操業シ、漁村ノ存亡ニ何等關心ナキ彼等漁業者ノ態度ニ対シテハ、吾等到底之レヲ座視スルニ忍ビズ。茲ニ郡内漁民一同ヲ代表シ苦衷ヲ披瀝シ請願スル所以ナリ。

アワビ漁 昭和六年（一九三一）九月十八日に勃発した満州事変は、中国の反日感情を激化させた。中国が救済資金 対日貿易の中止に踏み切ったため、アワビの価格は暴落した。この年の十一月十五日に、大間漁

業組合は共同販売のアワビ入札を実施したところ、買気が薄く、あまりの安札に流会したほどであった。ようやく六日後に示談が成立したものの、一貫一円六五銭と前年の一貫三円五九銭の半値にも及ばなかった。

その後もアワビの価格暴落は続いて、下北漁民の困窮ぶりは深刻化した。そこで翌七年一月、下北郡の「アワビ漁救済資金」が農林省の了解を得て、各漁業組合に融資されることとなった。

融資金額

漁業組合

三万四〇〇〇円	大間
一万五〇〇〇円	白糠
一万円	易国間
九〇〇〇円	蛇浦
八〇〇〇円	奥戸
八〇〇〇円	佐井
八〇〇〇円	尻屋
八〇〇〇円	尻勞
五〇〇〇円	岩屋
二〇〇〇円 (別口)	易国間

総額一〇万七〇〇〇円の三分の一を大間が占めたのは、それだけ大間の受けた被害が大きかったことを意味する。大間漁業組 昭和八年(一八三三)に漁業法が改正され、その第四三条第二項に基づき、漁業組合は初めて組合の更生案 濟事業を認められたのである。大間漁業組合は諸般の事情から久しく財政困難にあえぎ、その打開策を模索検討した結果、昭和十一年十月五日、次のような「組合更生案」を発表した。

漁村の更生とは、漁村經濟の立て直しがその基礎である。漁村經濟の立て直しは、漁村經濟の協同化でなければな

らず、それを可能ならしめるには、それに必要な組織を作らなければならない。そこで、いかなる組織を必要とするかが問題で、当然に漁村経済の基礎をなす漁業生産に適応することを条件とする。そこで漁業組合制度の改正が必要となり、改正された制度の合理的運用が求められる。その一端として、大間漁業組合の生命たるべきアワビの採捕方法の改善を研究すべきであろう。

○網取及び突取の繁殖保護上の欠陥

- ① 網取の廃粒 二万粒 これを大粒平均四〇匁を基準として八〇貫、単価五円として四万円
- ② 稚貝 四〇〇〇粒 これを大粒平均四〇匁を基準として一六〇貫、単価五円として八〇〇円
- ③ 突取の廃粒 五〇〇〇粒 一日平均五〇〇隻の漁船の出漁とみて、そのうち一〇〇隻が一隻平均五〇粒採取して五〇〇〇円、四〇回の出漁として二〇〇貫、単価五円として一〇〇〇円、五四日
- ④ 突取で投棄するもの 二万粒 出漁船五〇〇隻として一隻平均一〇粒四〇日、出漁で八〇貫、単価五円として四万円

以上、繁殖保護ということで八万一八〇〇円が保護にならず無駄になっている。

○農業

- ① 約一〇町歩の畑を拡張して、これにトマトを栽培すれば、反当たり一〇〇円の実取をあげるとして一万円
- ② 出稼ぎについては、出稼ぎ人延人員にして約二〇〇人、一人当たり一〇〇円の収入をあげ得るとして二万円
- ③ 鮮魚については、鮮魚は一年平均六三三二円になっているもの、これを共同販売にするとその三倍になるとして二万円

これによって、組合員に入る金は約五万円になる。前述の欠陥を是正するためにどうするか。一つの方法として、アワビ繁殖のため三年間、組合の網取、突取を禁漁し、組合員救済事業として組合が潜水器を使用して、前五か年の



写真5-12 若生コンプの集荷風景（昭和30年代）

平均年産量三万二〇〇〇貫を目標に採捕するならば、繁殖保護は確保され年産三万二〇〇〇貫、単価五円として一六万円

- ① 潜水夫の手当 三万円
- ② 白米給与 九万四五一五円
- ③ 事業費 一万八〇〇〇円
- ④ 組合経費 三七五〇円
- ⑤ 年賦償還金 三二〇〇円
- ⑥ 納税 一万円

大計して一五万九五〇〇円となり五〇〇円の残金となる。以上述べたことにより組合員生活の安定を得、自己で伸びようとする事業に対し、十分の向上を図り、やがて経済状態も緩和された大間漁業更生の第一歩は、これより発生されるのではないか。

この昭和十一年五月末現在の組合員数は五四五人で、役員は理事六人、監事三人、販売員助手六人であった。村内を六区に分けて、一区に四人まで計二四人の組合員総代を置くことで、組合の円滑な運営を図った。

昭和十三年、大間アワビは東京市場へ進出すると好成績を挙げて、その名を広く全国に知られた。

漁業協同組 昭和十二年（一九三七）六月十九日、大間漁業組合は大間漁業協同組合（米沢善次郎組合長）に**合と漁業会** 改組して、従来の漁業権管理組合から一步前進して、経済団体としての基礎（出資責任制）と機能（経済事業）を賦与され、新たなスタートを切った。この年の七月七日に日支事変（日中戦争）が起り、さ

らに十六年十二月八日に太平洋戦争に突入すると、すべての産業は国家の統制管理下に組み込まれた。その結果、水産業団体も各市町村に一漁業会、各都道府県に一水産業会と一製造業会、中央に中央水産会を置き、行政区画により画一的に組織し、かつ原則として上部団体にそれぞれ加入することとなった。

こうして昭和十九年九月二十六日、大間・奥戸の両漁業協同組合は大間漁業会に統合・改組された。会長には伝法豊寿が就任した。戦時中は資材不足と人手不足が深刻だったため、操業には多くの困難・障害が伴った。二十年に入って、米軍機による空襲が頻繁になると、スルメイカを屋外で干せなくなったため、組合員は一斉に生イカを組合へ出荷した。しかし、組合には冷凍設備がなく、その処理に窮している間に生イカは腐敗して、悪臭を放った。これもまた、現在では考えられないことである。

五 漁業協同組合の活動

漁業協同組 昭和二十年（一九四五）八月十四日、日本は連合国のポツダム宣言を受諾して無条件降服の道を選び、長かった戦争に終止符を打った。国中は大混乱に陥り、産業活動は停滞を余儀なくされた。もちろん漁業も例外ではなく、当町における操業は不振を極めた。が、昭和二十四年に「漁民の経済的・社会的地位の向上と、漁業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期する」ことを目的とする漁業協同組合法が制定され、大間漁業会は四月十八日、大間漁業協同組合設立総会を開き、五月二日に青森県知事より

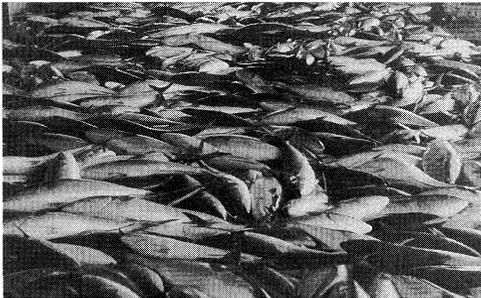


写真5-13 大漁のブリ（昭和40年代）

表5-10 県下市町村別漁獲高順位(昭和36年)

順位	市 町 村	漁獲高(千円)
1	八戸市	4,351,502
2	青森市	686,158
3	野辺地町	275,228
4	六ヶ所村	252,851
5	大間町	188,688
6	深浦町	176,383
7	東通村	172,088
8	大畑町	171,771
9	鯉ヶ沢町	153,661
10	小泊村	118,844



写真5-14 大間漁業協同組合

認可を受けた。

これは八戸・鯉ヶ沢・舟岡とともに、県内での初認可であった。こうして大間漁業協同組合は、六〇九人の組合員、出資金三〇万五〇〇〇円(一口五〇〇円)をもって発足した。組合理事長は新田松太郎で、大間漁業会より継承した資産総額は九六万三七三四円であった。

五月十五日には奥戸漁業協同組合も発足して、当町は二漁協態勢となった。

その後、大間漁協は昭和二十七年四月、経理不正問題が起き、その結果、九七人の組合員は脱退し、新たに大間中央漁業協同組合を設立して別行動を取ることになった。なお、この大間中央漁協は昭和二十九年八月、大間漁協に吸収合併されて旧に復した。

潜水漁法

大間漁業協同組合の最初の事業は、設立

の翌年の昭和二十五年(一九五〇)四月に実施した「潜水器採鮑」であった。この事業は収入九二万九千五百円、支出四〇万四三四八円、五二万六千六百七十七円の差益を生んだ。この年、水産物統制が撤廃されて、自由な売買が可能となった。続いて組合は、潜水器を使つてのコンブ採

第3節 水産業

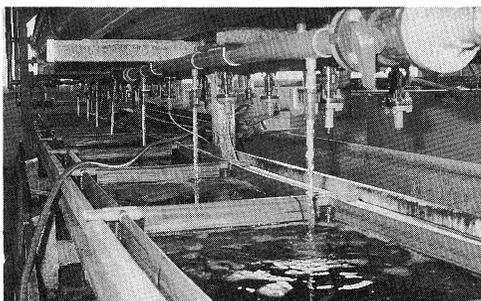


写真5-15 奥戸漁協のヒラメ中間育成施設

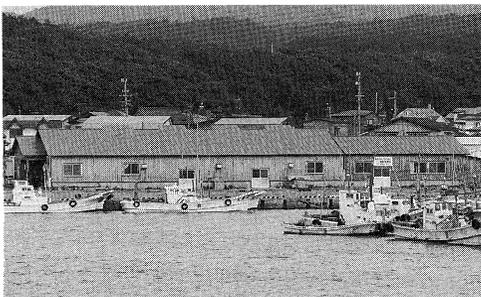


写真5-16 アワビ・ヒラメ中間育成施設(奥戸漁協)

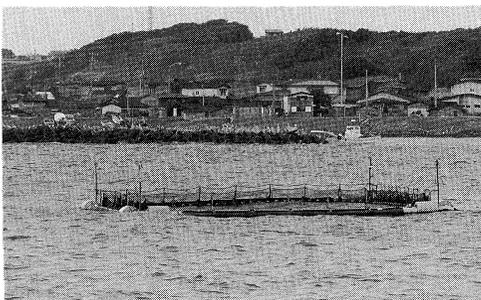


写真5-17 クロゾイ中間育成イカダ

集事業を実施し二二万八五六二円の収益を挙げた。その後、沿岸漁業の不振が続き、組合はその対策として昭和二十八年一月、沖合漁業への転換を促進するためイカ釣り漁船(一五トン未満)四隻の導入を図った。さらに二十九年には県の斡旋により、北海道斜里郡ウトロ地区に未開発魚田を開拓するため、組合員五世帯、従事者二世帯、計七世帯を入植させた。

つくり育 当地方に限らず、漁獲高の減少は「捕る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を促した。と
てる漁業 りわけ当町の特産物であるアワビの減産は、何としても食い止めなければならず、そのため大間漁協は昭和三十五年(一九六〇)三月、アワビ蓄養場にアワビ稚貝九六〇個を放殖した。その後も、定期的に稚

貝の放流を続けた。

三十七年には、ノリ養殖の試験を開始している。

稚貝の放流にもかかわらず、アワビの漁獲高は低下し続けたため、組合は三十八年五月、過去四五年間にわたって操業してきたアワビ刺網漁業の禁止に踏み切った。これも将来の漁業を視野に入れての措置であった。

大間漁協は昭和三十九年十月、第一回「青森県水産まつり」において優良組合として表彰された。同漁協はその後も精力的に「育てる漁業」を続け、五十一年には大間白砂沖の水深七〇メートルの海底に大型魚礁七四一個を投入して、いわゆる「魚のアパート」を造った。

奥戸漁協でも昭和六十二年、アワビ稚貝を材木新釜沖に放流し、翌年にはアワビ・ヒラメ中間育成施設を完成させた。

大間漁協も平成二年（一九七〇）アワビ・ヒラメ中間育成施設を完成させて、育成試験を開始した。そのほか、ホタテ貝の放流をはじめ、ウニ移殖やコンブ養殖にかかわる事業も展開して、それなりの成果を収めたのである。

コンブ 「捕るだけの漁業」から「つくる漁業」への転換を模索してきた大間漁協は、昭和五十年（一九五五）「養殖試験 七五」早々、コンブの養殖試験を始めた。それはノレン式養殖施設（二基）を使うもので、地域差を比較するため大間崎を中心に東側と西側に一基ずつ敷設し、それに北海道川汲漁協が生産した促成コンブ（コンブ種苗）を付けて、コンブ生育と波浪に対する施設の耐久力を比較するものであった。その結果、この養殖施設は、毎日吹き荒れる北西の季節風浪や東側海面の「やませ」にも流失しないことが判明し、また、資材の強度選択に関するデータも得られた。

両海域におけるコンブの生育は良好で、四〜六メートルの長さでロープに養成された。その後、組合は青年部

表5-11 漁獲物種類別漁獲数量および金額の推移

(単位：kg、千円)

区分	年度	昭和61		62		63		平成元		2		
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
魚	まぐろ	707	1,104	369	535	947	1,620	913	1,153	25,987	9,217	
	さば	62	16	2,573	510	8,156	1,067	771	197	39,826	6,326	
	ぶり	609	597	5	4	—	—	—	—	597	266	
	さばがれい	100,643	16,311	65,150	10,372	62,167	9,964	46,184	6,267	19,476	40,881	
	だば	311	201	439	259	548	373	450	221	59	277	
	その他のか	71,738	101,687	41,439	70,046	16,529	82,226	35,762	59,355	3,488	4,967	
	そのた	8,193	9,302	305	173	6,240	6,219	4,965	3,488	5,182	18,415	
	ひら	17,861	62,448	12,311	40,787	17,200	61,301	8,737	34,783	6,241	31,491	
	さく	15,146	21,166	21,358	27,119	16,0614	21,710	15,444	4,876	17,959	18,415	
	その他	13,909	17,103	12,148	18,801	10,857	19,318	3,704	12,946	7,713	7,006	
魚類	あな	18,298	13,144	14,105	8,130	21,965	15,343	12,946	7,893	11,711	8,569	
	いな	11,265	18,446	4,806	7,630	12,905	21,515	7,713	12,966	15,544	26,631	
	なな	567	592	1,102	1,240	1,303	1,398	745	776	175	226	
	あな	46,617	23,458	109,622	56,198	87,065	32,691	80,219	18,903	63,162	27,868	
	その他	306,766	285,278	273,914	241,804	291,896	274,778	217,783	168,810	211,000	186,077	
	小計	1,700	699	2,794	1,176	769	494	113	123	867	930	
	あ	11,762	61,136	6,972	36,530	8,581	16,851	1,747	21,582	1,789	28,061	
	小計	13,462	61,835	9,766	37,706	9,353	17,348	1,860	21,705	2,656	28,991	
	水産動物	すゐ	195,250	199,058	612,090	410,353	317,705	172,161	952,223	348,758	770,185	277,115
		その他	161	193	922	1,149	34,345	31,565	19,134	14,339	56,092	41,128
た		483,091	193,602	500,250	179,890	261,584	104,298	259,355	126,990	227,802	82,185	
か		265,752	196,738	314,050	211,227	266,685	286,051	226,951	322,336	475,575	521,566	
う		2,031	281	72	8	35	7	—	—	26	4	
かに		946,291	589,875	1,457,381	802,587	880,354	594,082	1,457,663	812,423	1,529,680	921,988	
小計		2,290,955	414,999	4,574,781	863,114	1,913,123	436,346	6,704,957	1,280,215	1,237,148	233,132	
こ		151,555	9,448	26,177	1,751	22,965	1,333	100,550	7,982	91,917	8,303	
わ		114,768	27,313	235,584	25,270	265,327	128,606	107,180	13,877	155,410	112,620	
その他		2,557,278	451,760	4,836,542	890,198	2,201,415	566,285	6,912,687	1,302,074	1,494,505	354,650	
小計	3,823,797	1,388,748	6,577,606	1,972,295	3,383,018	1,452,493	8,589,993	2,305,012	3,237,841	1,491,114		
合計												

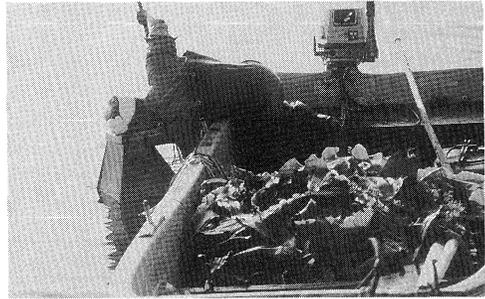


写真5-18 カギ捕りによるコンブ漁風景



写真5-19 コンブ干し作業



写真5-20 タコ漁(冬期間)

員を北海道川汲漁協へ派遣して研究させ、本格的なコンブ養殖に着手した。

なお、設立時に六〇九人だった大間漁業協同組合は、二〇年後の昭和四十四年(一九六九)には八八〇人と五%の増加を見た。が、それから一〇年後の昭和五十三年には八三八人と、五%の減少となった。

六 将来への展望

平成元年(一九八九)に当町が策定した「第三次大間総合計画」には、水産業が次のように位置付けされている。

第3節 水産業

表5-12 漁業経営体数の推移

漁業経営階層別		大 間 町			青森県
		50年	55年	60年	60年
経営階層別 経営体数	計	589	738	697	7,565
	動力1トン未満	83	129	154	2,018
	1～3トン	361	357	283	1,034
	3～5トン	87	176	197	951
	5～10トン	52	59	57	357
	10～20トン	2	11	5	222
	20～30トン	1	—	1	39
	30トン以上	—	—	—	220
	小型定置網	—	—	—	699
	そ の 他	3	6	—	2,025
経営組織別 経営体数	個人経営	589	738	697	7,321
	共同経営	—	—	—	191
	その他の経営	—	—	—	53
専業・兼業別 経営体数	専 業	140	170	172	1,765
	第1種兼業	327	254	272	2,974
	第2種兼業	122	314	253	2,582

資料：青森統計情報事務所「青森農林水産統計年報」

現状と
問題点
昭和六十年（一九八五）における当町の漁業経営体数は六九七経営体である。昭和五十年と比較すると一〇八の経営体増加となっているが、五十五年からは四四経営体が減少している。これを階層別に見ると、動力船一～三トン階層が二八三経営体で全体の四割を占め最も多く、三～五トンが一九七営業体（同二八・三％）、一トン未満階層が一五四営業体（同二二・一％）である。この構成を県全体と比較すると、小型動力船の割合が多い。また、この一〇年間では、一～三トン階層は減少し、三～五トン階層が増加傾向を示している。経営体組織別はすべて個人経営体である。また、専・兼業別では、

と、動力船一～三トン階層が二八三経営体で全体の四割を占め最も多く、三～五トンが一九七営業体（同二八・三％）、一トン未満階層が一五四営業体（同二二・一％）である。この構成を県全体と比較すると、小型動力船の割合が多い。また、この一〇年間では、一～三トン階層は減少し、三～五トン階層が増加傾向を示している。経営体組織別はすべて個人経営体である。また、専・兼業別では、

表5-13 漁業就業者数の推移

単位：人

	昭和63年			平成5年		
	男性	女性	計	男性	女性	計
合計	972	369	1,341	817	250	1,067
15～19歳	32	2	34	22	1	23
20～24歳	58	1	59	29	3	32
25～29歳	65	3	68	44	5	49
30～34歳	80	21	101	51	11	62
35～39歳	100	49	149	88	22	110
40～44歳	66	55	121	108	41	149
45～49歳	93	53	146	66	37	103
50～54歳	123	75	198	87	39	126
55～59歳	144	58	202	95	43	138
60～64歳	95	29	124	104	32	136
65歳以上	116	23	139	123	16	139

資料：農林水産省「漁業センサス」

(二) 漁業就業者数
経営体の約七五%が兼業経営体である。

昭和五十八年（一九八三）の第七次漁業センサスによると、当町の漁業就業者数は一四六五人で、男子が一〇四六人、女子が四一九人である。男子の就業者を年齢階層別に見ると、五〇～五四歳階層が一四六人で全体の一四・〇%を占め最も多く、三〇歳以下は二一・五%と若年就業者数は少ない構造にある。この状況を昭和四十八

年と比較すると、男子では二三五人が漁業から離職しているが、特に若年層の離職率が高い。また、女子の就業者数は一九八人増加しているが、これは中高年齢層の主婦の就業によるものである（その後、表5-13のように変化している）。

(三) 漁港

当町には、下手浜・奥戸・材木の三漁港および地方港湾の大間港があり、漁港はいずれも第一種漁港に指定されている。このうち下手浜・奥戸は県管理漁港で、材木は町管理漁港である。また、地方港湾の大間港には船だまり、水揚場などが

第3節 水産業

表5-14 漁船数の推移

(単位) 隻数：隻、トン数：トン

階層		区分		大 間 町					
		昭和50年		昭和55年		昭和60年		青森県	
		隻数	%	隻数	%	隻数	%	隻数	%
無動力船隻数		11	1.0	11	1.0	8	0.8	767	6.8
船外機付船隻数		269	24.6	333	30.3	416	39.8	4,658	41.2
動力船隻数	1トン未満	34	3.1	57	5.2	19	1.8	213	1.9
	1～3トン	646	59.2	488	44.4	351	33.6	1,831	16.2
	3～5トン	108	9.9	170	15.5	215	20.6	2,576	22.8
	5～10トン	23	2.1	37	3.4	32	3.1	539	4.8
	10～20トン	1	0.1	4	0.4	4	0.4	297	2.6
	20トン以上	—	—	—	—	—	—	424	3.8
総 隻 数		1,092		1,100		1,045		11,305	
動力船総トン数		1,830		2,007		1,876		83,761	

資料：青森統計情報事務所「青森農林水産統計年報」

設置されている。

(四) 漁船数

昭和六十年（二九八五）における当町の漁船数は一〇四五隻である。その内訳を見ると、船外機付船が四一六隻で全体の四割を占め、これに一〇三トンの動力船が三五一隻（三三・六％）、三〇五トンの動力船が二一五隻（二〇・六％）の順で、県平均と比較すると小型の船の占める割合が大きい。また、内容的には従来の木造船からFRP船への転換が目立つ。当町の場合、採貝・採藻漁業を主体とした沿岸漁業への依存度が高いため、五トン未満の小型動力船数が全体の九四％を占めている状況にある。しかし、近年船の大型化が図られ、一〇〇～二〇〇トンの漁船も四隻に増加している。これらの漁船は主に太平洋・日本海でのイカ釣り漁業に従事しており、漁場の遠隔化が漁船の大型化につながっている。

(五) 漁場

大間崎から風間浦村に至る東部海域は全体的に急傾斜であり、大間崎から佐井村に至る西部海域は緩い傾斜地形が広がっている。底質は奥戸地先の一部砂質海域を除いて、距岸二〇〇メートルでは大部分が岩盤質、それより沖合は礫・粗砂などである。このような海底地形を反映して、沿岸域には磯貝資源や岩礁性魚類が種類多く生息し、好漁場が形成されている。共同漁業権漁場内の水深三〇メートル以浅の海域は、アワビ・コンブ・ワカメ・ウニなどの採貝藻漁場となっている。また、水深四〇メートル海域はヒラメ・タナゴ・カレイを対象とする刺網漁場となっているほか、水深五〇メートルから三〇〇メートルにかけての海域はマグロ・ヒラメ・ソイ・メバル・アイナメ・タコなどの一本釣り漁場となっている。

(六) 生産量

昭和六十三年（一九八八）の海面漁業漁獲量は三三八三トンである。その内訳を見ると、藻類が二二〇一トンと最も多く全体の六五・一％を占め、これにタコ・スルメイカなどの他の水産動物が八八〇トン（二六・〇％）、魚類二九二トン（八・六％）、貝類九トン（〇・三％）の順で捕獲されている。最近六年間の漁獲量の推移を見ると、三七一トンから五九二トンの間で変化しており、一年おきに増減しながら漸減する傾向を示している。

また、魚種別漁獲量を見ると、昭和五十八年から六十三年における漁獲量上位一〇種は、表5-15が示すとおりである。主要種はコンブで年間一九一三トンから四五七四トンと海面漁業総漁獲量の五割から七割が漁獲されており、常に第一位を占めている。スルメイカは、かつて年間二七七トンから八四八トン（同一割から二割）と第二位を占めていたが、最近は一〇〇トン未満に減少し、ウニ・タコに次いで第四位までに落ちている。これら

第3節 水産業

表5-15 漁獲量(属地)上位10種の推移

単位: トン

年次 順位	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年
1	コンブ (4,244)	コンブ (2,299)	コンブ (3,388)	コンブ (2,291)	コンブ (4,574)	コンブ (1,913)
2	スルメイカ (710)	スルメイカ (848)	ウニ (425)	タコ (483)	スルメイカ (642)	スルメイカ (317)
3	タコ (288)	タコ (405)	タコ (278)	ウニ (266)	タコ (500)	ウニ (266)
4	サメ (190)	サメ (205)	スルメイカ (180)	スルメイカ (195)	ウニ (314)	タコ (261)
5	ウニ (116)	ワカメ (153)	ババガレイ (88)	ワカメ (192)	サメ (65)	サメ (62)
6	ババガレイ (68)	ウニ (95)	サメ (80)	サメ (101)	ワカメ (26)	ババガレイ (46)
7	ヤナギメバル (39)	ババガレイ (72)	ワカメ (47)	ババガレイ (72)	サクラマス (21)	ワカメ (22)
8	サクラマス (36)	ヤナギメバル (27)	ソイ (22)	アイナメ (18)	アイナメ (14)	アイナメ (21)
9	ヒラメ (31)	ヒラメ (20)	サクラマス (21)	ヒラメ (18)	ソイ (12)	ヒラメ (17)
10	アイナメ (20)	サクラマス (19)	アワビ (19)	サクラマス (15)	サザエ (8)	サクラマス (16)

資料: 青森県企画部「青森県海面漁業に関する調査結果表」

以外の捕獲物を見ると、ウニ・タコ・サメ・ババガレイなどが上位を占めている。これらの種類の中でウニは六十年以降増加が顕著であるが、サメ・ババガレイなどは横ばいなし減少傾向を示している。なお、このほかでは、近年ワカメの漁獲量の伸びが大きい。

(七) 生産金額

昭和六十三年(一九八八)の当町の海面漁業漁獲金額は一四億五二四九万円である。この内訳はタコ・スルメイカなどその他の水産動物が五億九四〇八万円で、総漁獲金額の四〇・九%を占めて最も多く、これに藻類の五億六六二九万円(同三九・〇%)、魚類二億七四七八円(二八・九%)、貝類一七三五円(一・二%)である。

最近六年間の漁獲金額を見ると、一三億四二〇万円から二〇億七二八〇万円の間で

図5-1 コンブ漁の漁具

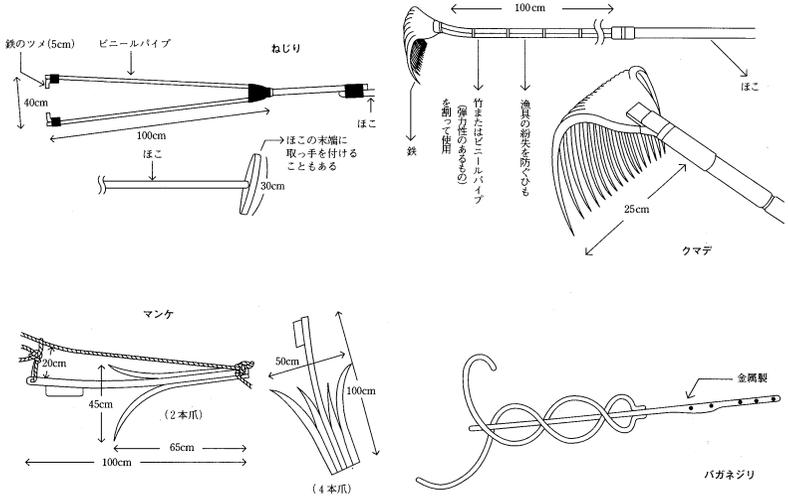
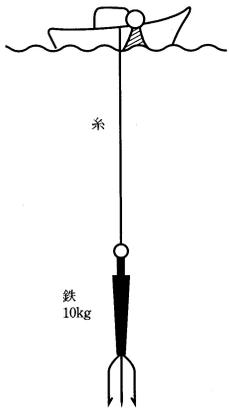


図5-2 ババガレイ突きの漁具(ドンツキヤシ)



推移しており、一年おきに増減が見られるが、全体的には五十八年をピークに以降減少傾向を示している。
 また、最近の漁獲金額の上位一〇種を見ると、六年間を通じて上位を占めた種類はコンブ・スルメイカ・タコ・ウニ・ババガレイ・ヒラメなどで、コンブは四億一五〇〇万円から八億六三一七万円と全漁獲金額の三割から四割を占め、本町漁業にとって最も重要な漁獲物である。
 しかし、このコンブは一年おきに増減が見られるものの全般的には下降線をたどっており、スルメイカは六十年以降の落ち込みが大きい。ウニは五十八年以降一億円以上を水揚げしている。
 その他、タコ・ババガレイは横ばいないしは微増、ヒラメは減少傾向を示している。

(八) 流通

当町の水産物取り扱い扱ひ数量は過去一〇年間では昭和五十二年(一九七七)の三二三〇トン(一九七七)の三二三〇トンを最高に、以後は平均二〇〇〇トン前後で推移している。出荷方法としては、地元仲介業者による間接取り扱い方法が取られている。海藻類は乾燥後、県漁連の指名業者が見本を見た上で入札している。また、ウニは一部地元水産加工業者によるむき身・塩蔵など食用加工に回される。

出荷先については、海藻類はほとんどが関東・関西方面、ウニは東京築地市場である。また、鮮魚類ではスルメイカ・タコなどを中心に地元仲介業者による八戸・青森市場への出荷が多い。ヒラメ・アイナメは一部福島などへ出荷が行われている。

なお、製氷施設は昭和六十年現在で三棟三八四・二八立方メートル、日産能力一六トンがいずれも大間漁協に設置されている。貯氷能力は両漁協(大間・奥戸)合わせて一六〇トンが可能であるが、冷凍施設は三棟でわずか三一立方メートルにすぎない。今後は、鮮魚の水揚げ量に見合う施設の整備拡充と市場価格の維持・安定を図るための冷凍施設の増設が必要である。

(九) 加工

当町の水産加工は海藻類の一次加工で、加工経営体としては漁家も含まれているが、昭和六十(一九八五)年度の経営体数はコンブ八七六、ワカメ三〇〇、エゴ一二四、テングサ五一、アカハタ五〇の延べ一一五〇経営体である。漁家以外の加工専門業者は四社あり、大正年間から乾鮑加工を継承しているが、近年はほかにタコ・ワカメ・モズク・干しコンブ・アラメ・ウニなどの加工をしている。四社の平均従業員数は七・三人で、小規模な経営形態である。

図5-7 ヒジキ漁の漁具(マキリ)

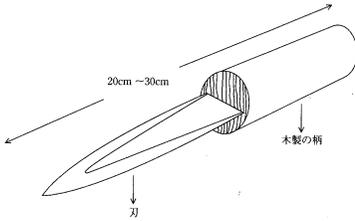


図5-3 アワビ漁の漁具(ヤス)

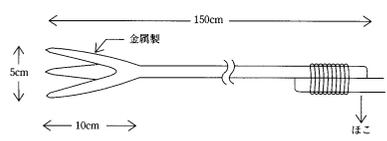


図5-8 エゴノリ漁の漁具(ねじり)

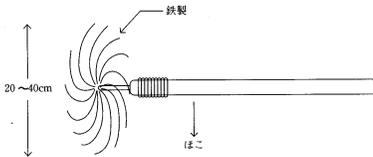


図5-4 タコ・ホヤの漁具(ヤス)

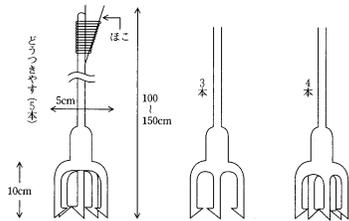


図5-9 ツノマタ・モズク漁の漁具(くまで)

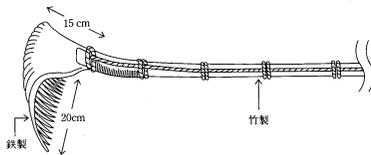


図5-5 サザエ漁の漁具(ヤス)

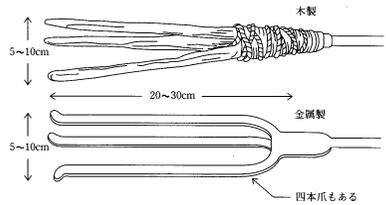


図5-10 モズク・テングサ・ツノマタ漁の漁具(ささら)

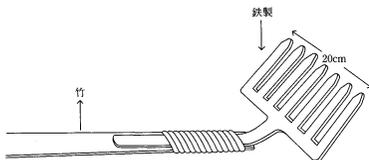
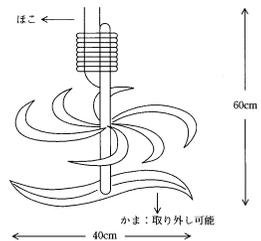


図5-6 ワカメ漁の漁具(ねじりかま)



昭和六十年度の加工生産状況は、海藻類五品目で合計七一六・六トン、六億六〇六〇万円余りであり、コンブが生産量の九四・三%、生産金額の九六・九%を占めている。コンブ以外ではワカメ・エゴノリ・テングサ・アカハタなどが生産されているが、いずれも三トンから一九トン、生産金額で一七〇万円から一〇四〇万円余りと少ない状況にある。

一方、加工業者による昭和六十年度の生産状況は全体で七〇一・一トン、一七億八三四五万円である。生産品目は魚類乾燥品・海藻製品・イカ製品・塩辛製品である。これを生産量で見ると、海藻製品が六六%、その他の製品が三〇%、貝類製品は四%にすぎないが、生産金額では乾鮑を主体とする貝類製品が断然多く、全体の六五%を占めており、海藻製品の二二%、その他の製品の二四%を大きく引き離している。

干しアワビ製法

干しアワビは、アワビを塩漬けた後に、煮て干したもので、明鮑めいぼうと灰鮑はいぼうの二種類がある。明鮑は塩漬け、煮熟、焙乾、日乾の工程を経て作ったべっ甲色の製品であり、灰鮑は塩漬け、煮熟、乾燥、カビ付けの工程を経て作った灰白色の製品である。明鮑は上級品、灰鮑は下級品とされている。いずれも香港または中国に輸出されている。明鮑の製法は次のようである。

良質のアワビを選び、殻や内臓を除き、肉だけを取り出し、大小に選別してそれぞれ樽に塩漬けする。塩漬けは約一〇%の食塩量で二〜三日間行う。水洗いして汚物を除くが、アワビは肉が硬いので、組織を軟らかくするため、足で踏みながら水洗いする。次にこれを煮熟するが、ふつう二段煮熟を行う。一回目は五〇〜六〇度Cの温湯に入れて約三〇分煮る。これを籠に並べて放冷した後に、炭火の七〇度Cくらいの温度で焙乾する。

熱が中心部まで通ったら焙乾をやめ、陰干しする。翌日これを沸騰水中で二〇〜四〇分間煮熟し、これを陰干しする。このような焙乾と日乾を繰り返す。最初の焙乾は温度を高くし、一〇〇〜一五〇度Cで約一時間行い、陰干しす

る。次回からの培乾は温度を下げ、時間を長くし、次いで日乾する。これらの操作は七〜一〇日間ぐらいで終わり、次は日乾だけで干し上げる。製了までに大きな形のアワビでは約一か月、小さな形のもので約半月を要する。歩留まりは殻付きアワビに対し一〇〜一五%である。

灰鮑は明鮑とほぼ同様な工程で作られる。大型のものは内臓を除くが、小型のものは内臓を付けたまま製品とする。塩漬には一〇〜一五%の食塩を使用する。煮熟、焙乾、日乾も明鮑と同様に行い、八分乾きときにカビ付けを行う。二番カビでカビ付けを終わり、十分に日乾して製品とする。灰鮑の歩留まりは一三〜一八%である。明鮑・灰鮑は食用にするばかりでなく、漢方薬としても用いられる。

(須山三千三・三輪勝利『水産加工』)

(二) 漁協

当町には大間漁業協同組合と奥戸漁業協同組合の二漁協がある。昭和六十一年(一九八六)末における両漁協の経営状況を見ると、大間漁協では約三二〇万円、奥戸漁協では約一二〇万円の累積欠損金があり、ともに経営が苦しい状況にある。組合の事業内容については、信用事業で貸付金が貯金額を大きく上回っていること、販売事業が伸び悩んでいること、購買事業では未収金が多く、回収が進まないことなど数多くの問題を抱えている。両組合では、赤字を減らして経営を健全化するために預金の奨励や貸付金の制限、購買未収金の回収に努力する一方で、沿岸漁業資源増殖事業の充実を図って販売事業の実績向上に努めているが、密漁が後を絶たず苦慮している。このため漁協と町が一体となって、密漁防止対策に本格的に取り組んでいる。

(一) 漁場の整備

施策の方向

漁業資源の効果的な育成・成長・保護を狙いとして、沿岸漁場の整備造成・改良を実施する。

特に、コンブの隔年豊凶を是正するため輪栽体系の導入を図るとともに、コンブ団地の造成を積極的に行う。

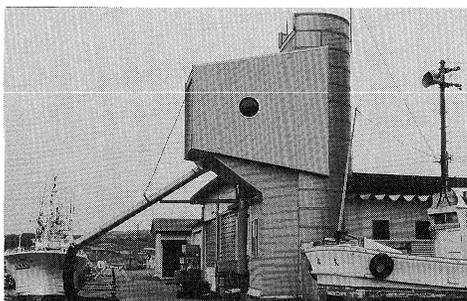


写真 5-21 奥戸漁業共同組合の製水施設

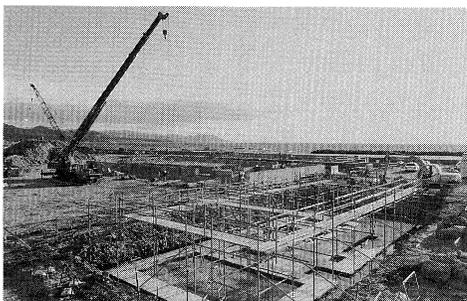


写真 5-22 工事中のアワビ繁殖センター

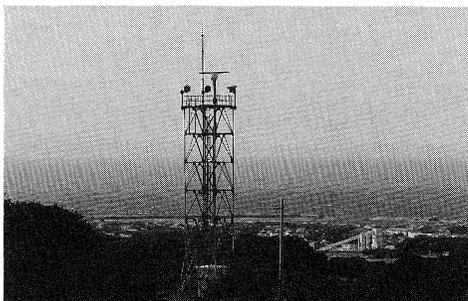


写真 5-23 漁業監視レーダー

(二) 増殖事業の促進

県の進めている増殖事業に対応したヒラメ・アワビの放流を実施し、栽培漁業の定着により収益の向上を図る。また、奥戸川でサケの放流事業を実施し、将来的には採卵・孵化場を設置し、サケ定置網の自営事業を展開する。さらに、サケに次ぐ資源としてサクラマスの放流事業を検討する。なお、アワビ・ウニなどについては密漁の発生を未然に防止するため、その教育と近代的な監視機器の導入など防止システムの確立を図っている。

(三) 増殖事業の展開

やせウニや規格外のアワビの肥育、タコの低迷する価格安定のため蓄養を図る。そのためウニ・アワビについ

ては、下手浜漁港や奥戸漁港周辺の遠浅の岩礁海岸を有効活用してウニ・アワビ牧場を建設し、タコについては陸上蓄養施設を整備して水産資源の高付加価値化を図る。

(四) 水産加工の振興

豊富に産出する多様な海藻類を加工し、コンブ以外の未利用資源に付加価値を付け、漁業収益の向上と安定を図るために、町・漁協・商工会などの地元出資による第三セクター方式での公社設立を検討する。また、漁家収入の向上のために漁業者自身によるタコ・ウニ・イカなどの簡易加工の普及を図る。

(五) 流通体制の整備

ヒラメ・ババガレイ・イカなどについては、下手浜・奥戸両漁港に大規模な陸上蓄養水槽を整備し、活魚流通体制を整備することにより価格の向上・維持・安定を図る。また、現在、煮ダコとして流通しているタコについては、活タコ流通による高付加価値化を図る。

(六) 生産基盤の整備

下手浜漁港・奥戸漁港・材木漁港および大間港の一部漁港区域は、第七次漁港整備計画により整備が進んでいるが、特に下手浜漁港は係留護岸の充足率が低いので、今後第八次計画によって整備を進めていく必要がある。また、アワビやヒラメの活魚水槽および中間育成用水槽を兼ねた陸上水槽の整備を図る。製氷施設はおおむね整備されているものの、冷凍施設の整備が不十分であるので整備を図る。なお、漁業者を対象とした研修施設や福厚生施設の整備を進め、漁業者の就労環境の改善、健康維持など漁村環境整備の促進に努める。

(七) 観光・レクリエーションとの連携

当町は水産業の町であるとともに、北海道とを結ぶフェリー港でもあり、この条件を生かし水産観光基地化を

第3節 水産業

表5-16 「リフレッシュ・マリン大間計画」の事業実績

区分	事業名	平成7年度までの事業実績	今後の計画	
種苗確保	北通り種苗育成センター	平成6年度基本設計 平成7年度実施設計	平成8年度着工 平成9年度完成予定	○
人づくり	人材研修センター	平成7年度水産振興 プロジェクトチーム発足	平成9年度人材研修 センターへ移行	○
水揚げ 向上	種苗放流	平成4年度～実施中	継続実施	△
	築いそ事業(投石)	平成4年度～実施中	継続実施	●
	築いそ事業 (幼稚子育成施設(アワビ))	沿構事業で要望中	平成9・10年で 実施予定	●
	地先型増殖場造成事業 (海草団地)	第4次沿整で要望中	平成9年度以降 実施予定	●
	ウニ増殖(移植事業)	実施中	継続実施	△
	地先型増殖場造成事業 (アワビ・ウニ増殖場)	第4次沿整で要望中	平成8年度～	●
	並型魚礁設置事業	実施中	継続実施	●
	ヒラメ陸上養殖	平成4年度～実施中	継続実施	△
	海綿(長磯)養殖	平成4年度～実施中	継続実施	△
試験事業	平成4年度～実施中	継続実施	△	
魚礁設置	大型魚礁設置事業	実施中	継続実施	●
	人口礁漁場造成事業	平成3年度～実施中	継続実施	●
価格向上	共同市場設置			
	水産加工場設置			
	製氷施設設置			
	コンブ干場造成			
漁場管理	漁場管理強化施設	平成7年度完成	—	—

- 注) 1. ●：国への支援要請プロジェクト
 2. ○：地域共生型発電所づくりの中で推進するプロジェクト
 3. △：上記以外の計画により実施するプロジェクト
 4. 空欄は、検討中であることを示す

めざす。そのため水産物の直販市場（活魚・生鮮・加工品）、シーフードレストランの建設などによりフィッシュヤーマンズワーフの形成を図る。また、大間アルジー公社に「大間昆虫館」を併設し、コンブの知識、食文化、加工品などを展示し海藻食文化の啓蒙を図ると同時に、製品の販売促進を図る。

(八) 漁協体質の強化策

ウニ・アワビ牧場や水産加工公社などの収益事業に積極的に参画して自己資本の充実、信用事業の強化、販売事業の一元化および系統機関との連携を強化し、計画的に健全財政の再建に努める。また、漁業経営対策の一環としての水産金融については、長期・低利資金枠の拡大に努める。

マグロの一本釣り 明治・大正時代のマグロ漁は、大謀網や一本釣りであった。昭和三十年（一九五五）代になつられたのをはじめ、作家吉村昭の小説『魚影の群れ』で全国的に脚光を浴びた。

市場では大間のマグロといえば超一級品の名を受け、高値で取引されるほどの活況を見せていたが、昭和五十年前後を境に魚影が薄くなり、つい最近まで大間沖からの水揚げはほとんどなかった。その原因については、海流や水温の変化など諸説がいわれている。漁師の一部には青函トンネル工事の原因ではないのかと指摘する者もいたが、県の調査で「影響はない」とされ、最近になつての好漁と併せ、生態系にはまだ不明な点が多い。

魚影が消えておよそ一〇年ぶりに「マグロが来た！」と浜が活気づいたのが平成五年（一九九三）十月のことである。翌平成六年には四四〇キログラムの超大物が捕れた。以来、毎年一〇〇〜三〇〇キログラムのマグロが水揚げされるようになり、平成七年には二二トン・一億七六五〇万円、平成八年は二月末までで前年を大きく上回り、一七〇トン・四億七八〇〇万円に上っている。このうち一本三〇キロ以上のもので六一五本、一〇〇キ

第3節 水産業

表5-17 大間・奥戸両漁協の組合員数の推移

年 度	会 員 数					
	大 間 漁 協			奥 戸 漁 協		
	正組合員	準組合員	計	正組合員	準組合員	計
昭和 24	617	0	617			
〃 25	559	68	627			
〃 26	559	68	627			
〃 27	605	64	669			
〃 28	620	67	687			
〃 29	622	65	687			
〃 30	628	65	693			
〃 31	652	61	713			
〃 32	655	63	718			
〃 33	661	60	721			
〃 34	696	60	756			
〃 35	721	62	783			
〃 36	724	61	785			
〃 37	725	59	784			
〃 38	628	159	787	304	14	318
〃 39	642	153	795	130	188	318
〃 40	645	166	811	213	120	333
〃 41	655	186	841	231	102	333
〃 42	635	216	851	201	128	329
〃 43	633	226	859	200	135	335
〃 44	646	234	880	268	27	295
〃 45	637	180	817	222	127	349
〃 46	645	157	802	243	108	351
〃 47	631	172	803	280	78	358
〃 48	633	172	805	180	177	357
〃 49	635	153	788	261	99	360
〃 50	626	174	800	232	127	359
〃 51	627	182	809	225	134	359
〃 52	630	186	816	225	128	353
〃 53	638	200	838	223	126	349
〃 54	644	197	841	204	145	349
〃 55	646	195	841	203	142	345
〃 56	639	197	836	237	106	343
〃 57	639	208	847	222	122	344
〃 58	633	218	851	254	95	349
〃 59	623	238	861	252	104	356
〃 60	619	253	872	273	85	358
〃 61	628	252	880	204	155	359
〃 62	648	240	888	290	78	368
〃 63	658	241	899	214	156	370
平成 元	658	252	910	309	63	372
〃 2	656	265	921	212	163	375
〃 3	657	261	918	207	171	378
〃 4	651	266	917	247	132	379
〃 5	640	284	924	231	147	378
〃 6	638	279	917	251	126	377
〃 7	633	270	903	223	155	378

口を超える大物が二―三本水揚げされた。

大間のマグロは、大間崎沖一―三キロメートルで釣れる近海物だけに、東京築地市場でも値が高く、外国産の冷凍マグロが一キロ当たり七〇〇〇円前後なのに対し、軽く数万円の値がつき、高値のため大物はほとんど大市場へ直送され、「地元でおいしいマグロが捕れるのになかなか口に入らない」と嘆く声もある。

かつてのマグロ漁は、七月から十月ごろまでが漁期となっていたが、近年は九月から十二月と変わってきている。また、平成八年のシーズンには七月ごろからマグロの姿が見え出し、年を越して平成九年一月になっても水揚げされており、その原因については「地球の温暖化など水温が高いため」ではないかといわれている。

マグロ漁のエサにはイカやサンマ、トビウオなどが多く使われているが、中にはエサにするトビウオを買い付けに富山県まで出向く漁師もいるという。

マグロ漁が始まって以来、漁の技術にもしだいに工夫が重ねられ、エサにするトビウオのひれに針金を付けてトビウオが生きているように見せる仕掛けなどが考案されるなど、こうした漁法は大物を釣り上げるのに数時間にわたり格闘することもある命懸けのマグロ漁を続けるうちに工夫されてきたものであろう。

特筆すべきは、彼らが惜しげもなく、この漁法を北は北海道から南は潮岬までの漁民に指導し、沖縄県石垣島からも数人の青年が当町に来て学んだことである。

こうした命懸けにも近い大間のマグロ漁に生きる漁師を題材に書かれた前出の小説『魚影の群れ』は、相米慎二監督によって映画化された。主演の故夏目雅子やマグロ漁師に扮した緒形拳ら全スタッフが当町に泊まり込んで、昭和五十八年六月から九月までロケが行われ話題となったものである。

第3節 水産業

歴代組合長

〈大間漁業協同組合〉

代別	氏名	任期
初代	新田松太郎	昭和二四・四・一九～昭和二五・四・二八
二代	泉平八郎	二五・四・二九～二六・四・一一
三代	新田松太郎	二六・四・二二～二七・二・二九
四代	御厩敷末太郎	二七・三・一～二七・四・八
五代	大西善太郎	二七・五・二三～三四・二・二五
六代	新田義一	三四・二・二六～四二・二・二五
七代	蛭子隆	四二・二・二六～四八・二・二六
八代	御厩敷友吉	四八・二・二七～五〇・二・二八
九代	大西善太郎	五〇・三・一～五三・一・三一
一〇代	竹村勝太郎	五三・二・一～五三・三・三
一代	御厩敷友吉	五三・三・四～五四・五・二
二代	浜端利男	五四・五・二～五五・五
三代	浜端伝利	五五・六～六二・二
四代	蛭子隆	六二・二～六三・三・五
五代	南幸一	六三・三・六～平成五・二
六代	吉本繁雄	平成五・二

(組合長職務代理者)



写真5-24 釣り上げられた大マグロ

〈奥戸漁業協同組合〉

代別	氏名	任期
初代	長後佐次郎	昭和二四・六～昭和二五・三
二代	川崎長次郎	二五・三～三七・二
三代	小谷清作	三七・二～四三・二
四代	小林唯八	四三・二～四九・二
五代	小谷清作	四九・二～五四・二
六代	笹谷賢治	五四・二～五五・二
七代	岩泉長孝	五五・二

第四節 商工業

一 明治期からの動き

大 間 藩政期の当町において、廻船業者の活躍が目覚ましかつたことは文献が示す通りである。明治維新後は、その流れを受け継ぐ者に旧会津藩士が加わって、それなりの活躍が見られた。古来、海の天然資源に恵まれた当町では、それに関連する商工業が発展してきた。

とりわけ大間干しアワビと大間産マコンブは、それぞれ中国と関東・関西方面へ出荷されている。前者は中国料理に、そして後者はトロロ加工に不可欠な原料とされている。その地理的条件から当町と北海道の交易は密で、そのため当町は冗談半分に「函館市大字大間」と呼ばれる時代もあったほどである。

大正十三年（一九二四）一月、大奥村大字大間の商店主らは大間商業組合を設立したが、一時中断の後で昭和八年（一九三三）二月に活動を再開している。このときの組合長は広谷広三で、副組合長は木村力衛、組合員は三七人と少なかった。

ちなみに、大間尋常高等小学校が昭和九年三月に作成した「大間生活グラフ号・伸び行く大間」によると、昭和七年度末の大奥村の全戸数八六五戸のうち商業は六八戸（七・八%）、工業は七五戸（八・六%）となってい

る。同校高等科二年の男子が昭和九年一月二十三日に実施した調査では、五四二戸のうち商業三六戸、工業一五戸であった。工業は海産物を加工する家内工業の域を出なかった。

戦時中はすべての生活物質が厳しい統制下に置かれて、自由な商業行為が許されなかったため、組合は有名無実の存在となっていた。

大間鍛冶工 大正十二年（一九二三）十一月二十日付の『下北新報』は、大間に鍛冶工組合が設立された経緯組 合 を次のように報じている。

秋元大間分署長は、管内鍛冶工場の設備不完全にして、先般大間の鍛冶工場の煙突より出火せんとしたる危険あるに鑑みて、鍛冶工場設備の改善、従業者の向上、製作物料金の統一、以上の三目的を達成するため管内鍛冶工同業組合の組織を勧誘し居たるが、今回、同署管内同業者十名にて愈々鍛冶工組合の組織を決し、去る四日発会式を行い、役員には、組合長西端竹三郎、副組合長川越徳治、理事菊池五三郎、柳末治、平井直作が当選し、午後六時より新喜楽に於て懇親会を開いた。（中略）同組合にては基金として組合員一名より毎月一円宛を醸金し、工場改善費用等に入用の者あるときに相互貸付の方法を講ずるの資と為す由。

鉦 業 大正六年（一九一七）に、「赤石鉦山から銅五三〇〇斤」という記録はあるが、その詳細は不明である。また、昭和十四年（一九三九）四月に、青森鉦山株式会社が奥戸で操業を開始し、戦時中は数十人の鉦山労働者が銅鉦の採掘に従事していた。その後、昭和三十一年に日鉄鉦業株式会社が鉦業権を設定、白土坑の探鉦を実施したが、三十三年三月には中止となった。

二 大間商工会

創立 昭和二十年（一九四五）八月十四日、日本は連合国のポツダム宣言を受諾して、苦難の道を歩むことを余儀なくされた。極度の物不足と悪性インフレは、闇値での売買を常態化させた。そうい

う状況下では、正常な商業活動は望むべくもなかった。昭和二十四年ごろから統制は順次撤廃されて、復興は軌道に乗り、昭和三十一年七月に発表された『経済白書』は、「もはや戦後ではない」と指摘した。

昭和三十五年五月、「商工会の組織等に関する法律」が施行されたのを機に、当町の商工業者は同年九月十七日、大間公会堂において大間商工会の創立総会を開催した。

この商工会は十月十八日、県下で第三番目に設立認可を得て、大間町大字大間字地崎埋立地の益城精米所内ニ事務所を設置した。初代会長は木村力衛で、一六五人の会員を擁してのスタートであった。

会は昭和五十一年四月、「原子力発電所誘致に係る環境調査の早期実現」を町議会に請願陳情すること、町における原発誘致運動に先鞭をつけた。会の活動には次の事業や委託事務も含まれている。

- 労働保険事務組合 大間町商工会スタンプ会 十日会納税貯蓄組合 県証紙取り扱い奥戸第一納税貯蓄組合
- 大間町観光協会 むつ法人会北通支部 むつ青色申告会大間支部 青森火災共済協同組合 青森県中小企業共済協同組合 団体簡易保険 団体生命保険 記帳機械化事業 商工貯蓄共済 小規模企業共済 中小企業退職金 中小企業倒産防止共済 商工会珠算検定 連合大売り出し 共同贈答事業 交通傷害保険

大間町商工会は昭和五十四年（一九七九）十一月十四日、宮野慶毅司会長のもとで、創立二〇周年記念式典を

第4節 商工業

歴代商工会長

- 初代 木村力衛 (昭和三五～三九)
- 二代 樋口源太郎 (昭和四〇～四五)
- 三代 宮野慶毅司 (昭和四六～五五)
- 四代 遠藤賢治 (昭和五六～平成三・五・三〇)
- 五代 正根政雄 (平成三・五・三〇～六・二・一四)
- 六代 角野哲夫 (平成六・五・二七～現在)

举行了。さらに平成二年（一九九〇）十一月十四日、大間町総合開発センターにおいて創立三〇周年記念式典を举行了。金澤弘康・大間町長、中島大・大間町議会議長、松尾官平・青森県商工会連合会会長の祝辞が寄せられた。遠藤賢治会長は「創立三〇周年を迎えて」と題して挨拶を述べた。

表5-18 商工会会員数の推移

年 度	会 員 数
昭和 35	165 (9月17日) (創立時)
" 36	174
" 37	170
" 38	170
" 39	178
" 40	185
" 41	186
" 42	188
" 43	185
" 44	202
" 45	206
" 46	208
" 47	220
" 48	225
" 49	227
" 50	232
" 51	232
" 52	238
" 53	245
" 54	247
" 55	247
" 56	256
" 57	251
" 58	257
" 59	256
" 60	258
" 61	253
" 62	256
" 63	248
平成 元	249
" 2	251
" 3	245
" 4	250
" 5	254
" 6	260
" 7	254



写真5-25 大間町商工会

三 将来への展望

当町は平成元年（一九八九）に「第三次大間町総合計画」を策定し、その中で商工業を次のように位置づけした。

商 業 現状と問題点 (一) 概 況

当町の昭和六十三年（一九八八）における小売業を見ると、商店数一一二、従業員数三五六人、年間販売額五一億二七〇二万円である。これを業種別に見ると、飲食料品小売業が商店数五〇、従業員数一三〇人、販売額一五億二〇二四万円でも多く、これに織物・衣服・身の回り品小売業の六店、三二人、四億二六六九万円や家具・建具・什器小売業の一二店、三二人、六億一三二万円が主な小売業となっている。昭和五十四年から六十三年の小売業販売額の変化を見ると、五十七年までは順調な伸びを示していたものの、六十年に

表5-19 小売業の現状

産業分類	項 目		商店数 (店)		常時従業者数 (人)		年間販売額 (万円)	
	昭和62年	平成6年	昭和62年	平成6年	昭和62年	平成6年	昭和62年	平成6年
合 計	118	108	380	379	543,334	618,711		
卸 売 業 計	6	5	24	29	30,632	77,295		
小 売 業 計	112	103	356	350	512,702	541,416		
各種商品小売業	—	—	—	—	—	—		
織物・衣服・身の回り品小売業	6	6	32	27	42,669	41,440		
飲 食 料 品 小 売 業	50	44	130	138	152,024	229,382		
自動車・自転車小売業	7	4	28	10	79,636	8,755		
家具・建具・じゅう器小売業	12	11	32	32	60,131	36,425		
その他の小売業	37	38	134	143	178,242	225,414		

資料：青森県統計課「青森県の商業」

表5-20 小売業の推移

区分 \ 年	昭和54年	57年	60年	63年	平成3年	6年
年間販売額(万円)	345,168	533,873	435,756	512,702	486,733	541,416
商店数(店)	135	136	120	112	110	103
従業員数(名)	353	392	370	356	335	350
売場面積(m ²)	5,586	7,572	7,181	6,088	6,467	7,193
販売額下北圏シェア(%)	6.1	7.9	6.3	6.9	5.3	5.9

資料：青森県統計課「青森県の商業」

は五十七年を約一〇億円も下回る停滞を示している。

この現象は五十五年から五十七年にかけての初夏冷害による農業の停滞に基づく購買力の低下および町外からの移動販売車の参入増加、漁業の不振などが複合して発生したものである。

(二) 商圏

購買力の流出動向によって当町の商圏を見ると、昭和六十年の全購買力の七五・〇％は町内に滞留し、二五％が町外、特にむつ市に二二・三％流出している。小売業の販売額では、昭和五十七年から六十年にかけて約一〇億円もの大幅な売上減少を示したにもかかわらず、五十四年から五十七年にかけて全商品で一四ポイントも町外流出を見、しかも最寄品である食料品でさえ五ポイントも減少するという厳しい現象を示している。しかし、六十年になると五十四年に近い水準まで回復を示している。また、当町への購買力の流入率について見ると、食料品では当町に風間浦村および佐井村からの流入率を加算すると九八・三％と、町民のほとんどが町内で買い物をしていくことになり、独立商圏は一応維持されていると見ることができよう。

商品全体で見ても北通三か町村の合計は二・一％となり、衣服、身の回り品のファッション性の高い商品や贈答品の町外流出は避けがたいとすれば、町内滞留率はかなり高いと見ることができよう。

表5-21 購買力流出の動向

(単位：%)

業種		食料品	身回雑貨品	衣料品	文化用品	家庭用品	合計
大町間	昭和54年	94.6	74.4	72.6	73.9	82.6	78.3
	57年	89.5	61.6	50.7	60.7	63.4	64.3
	60年	96.9	69.0	65.8	72.9	74.1	75.0
	63年	96.0	69.8	63.2	64.7	70.9	71.9
	平成3年	98.0	60.7	58.4	52.7	65.9	64.5
	6年	90.9	40.0	26.0	30.2	39.7	43.1
むつ市	昭和54年	4.7	24.5	20.1	23.0	12.1	18.2
	57年	5.7	29.7	36.0	29.0	30.4	26.5
	60年	2.8	25.8	30.3	26.2	21.2	22.3
	63年	0.9	26.1	30.1	32.3	26.2	24.3
	平成3年	1.2	35.1	35.6	44.2	29.7	32.0
	6年	6.3	51.3	63.2	64.2	55.5	50.6
青森市	昭和54年	0.6	0.9	3.0	2.0	3.8	2.0
	57年	0.8	5.9	8.4	5.7	3.6	5.2
	60年	0.0	2.3	1.4	0.3	0.7	0.9
	63年	0.0	1.9	4.1	1.2	1.6	1.8
	平成3年	—	1.5	2.8	1.2	0.4	1.3
	6年	0.6	1.0	2.2	1.2	1.2	1.2

資料：青森県「青森県消費購買動向調査」

(三) 商店街整備

当町の商店街は、都市計画的視点あるいは都市商業政策的配慮がなされず、漁港を中心に自然発生的に形成されてきた。そのため、宅地面積の絶対量が少ない上に、町の中心部を形成している浜町や東浜町は若干の起伏を持ち、公共施設と商店は無秩序に散在し、幅員九メートルの道路は歩道が全くなく駐車場・駐輪場もきわめて少ない状況にある。中心商業地を形成している浜町と東浜町の街区延長は約五〇〇メートルであるが、その間に歯の抜けた櫛のような形で九二店舗が散在し、商店街の機能が不明確で店舗密度が低い状況にある。すなわち、当町の町づくりと商店街整備との間には一体性がなく、このため歩行者が快適な買い物ができないばかりか、安全な通行をすることも難しい状況となっている。

当町を取り巻く環境は、近年の交通体系の整備やモータリゼーションの普及により商圏が拡大したことや、消費者の購買動向の多様化・高級化などに伴い急激に変化してきている。特に、むつ市への購買力の流出や最近における小売業のスーパーマーケット形式店舗の新設は、既存の商店にとって大きな問題となっており、これらに対応した新たな視点からの地域商業対策が求められている。

〈施策の方向〉

(一) 経営者・従業者の資質の向上

旧態依然とした商習慣の改善を図り、情報化の進展や消費者ニーズの多様化などにも対応できるようにするため、経営意識の改革による経営者・従業者の資質の向上に努める。その際には、各種団体が主催する研修会への参加などを通じて経営意識の改革を図るほか、地元の経営者・従業者自らが勉強会などを開催して経営意識の改革を図れるような環境づくりに努める。

(二) 零細小売業の指導体制の強化

当町は半島奥部に立地するという独特な地理的・風土的条件から、商業を取り巻く環境が厳しさを増しているにもかかわらず、そうした変化に商業者自らが対応しようとする姿勢があまり見られない。このため、商業者が適切に環境変化に対応できるよう意識変革を促す指導体制を強化する。

(三) 商工会の育成・指導力の強化

零細な家族経営の多い当町商業においては、商工会の果たすべき役割は大きい。従って、会員の参加意識の高揚を図り、商工会の組織強化に努めるとともに商工会の各種指導力の強化に努める。

(四) 金融制度の拡充・活用

民間金融の融資を安定的に確保できるようにするため、商業者の自助努力として担保力・信用力の強化に努める。一方、民間の金融ベースにも乗りにくい零細な商業者に対しては、政府系金融機関の政策融資の活用が図れるように指導する。また、経営意欲の旺盛な商業者に対する町独自の融資制度の創設を検討する。

(五) 既存商業街区の店舗密度の向上

当町の地理的条件から発生する土地的制約や冬期間を中心とした厳しい気象条件に配慮し、商圏人口に見合った快適でコンパクトな商店街を形成するため、既存商店街区における非店舗や空地・空家の商業機能化を図り、店舗密度の向上を図る。

(六) 駐車場の整備

買い物には自家用車は欠かせないものであり、また、買い物客に安心して快適な買い物を提供するためにも、駐車場の整備は必要不可欠となっており、当町においても早急な整備が必要である。当町の場合は、風間浦村や

佐井村からの購買客の流入もあることから、むつ市への購買客の流出を防止するだけでなく、独自商圈の維持・拡大を図るためにも中心商店街にスペースの広い公共駐車場を整備する。

(七) ミニ・コミュニティマーケット(暮らしの広場)の形成

長期的なまちづくりの視点を踏まえ、公共施設の移転・新設に合わせて商店街も単に買い物をする場所から、地域住民が生活を営む上で必要とするさまざまなニーズを満たすことができるよう、商店街の中に小集会場や小公園などの公共的共同施設を整備するとともに、ベンチ・公衆電話などストリートファニチュアをも整備したミニ・コミュニティマーケット(暮らしの広場)の形成を図る。

(八) 観光との連携

当町と函館とを結ぶフェリーターミナル周辺は、観光面での発展が期待される地区である。「本州最北端の町」にふさわしい商店街形成に向けて、漁民の生活を模したデザインや新鮮な魚介類を食させるレストランや土産店などの機能を持ったフィッシューマンズワーフの整備を図る。また、観光と連携したイベントを企画・開催し、商店街をはじめ当町の全体のイメージアップを図る。

(九) 原子力発電所立地の波及効果の有効活用

原子力発電所の建設が開始されると、建設工事に必要な資材や物資の一部が地元から調達される。また、建設および運転関係者の流入により地元購買力が拡大すると予想される。従って、これらの購買需要を有効に吸収できる体制づくりに努める。

工 業

(一) 現状と問題点

昭和六十一年（一九八六）の従業員四人以上の事業所について見ると、事業所数は一二、従業者は一三二人、現金給与総額は一億九八七二万円、製造品出荷額は一四億二〇万円、粗付加価値額は八億二〇五七万円である。一事業所当たりで見ると、従業者一人、製造品出荷額約一億二〇〇〇万円、粗付加価値額七〇〇〇万円弱であり、この水準を県と比較するといずれも県平均の半分以下の低い水準にある。また、昭和六十一年の工業の状況を五十五年と比較すると、事業所数は二減少、従業者数も五六人減少しており、当町の工業は五十五年当時と比較すると縮小している。

昭和六十一年の工業を業種別に見

表 5 - 22 工業の推移

		食料品製造業	繊維工業	木材・木製品	窯業・土石	輸送用機械	合 計
事業所数	昭和55年	5	1	5	1	2	14
	62年	4	1	4	1	2	12
	平成6年	4	×	4	2	2	12
従業者数 (人)	昭和55年	72	×	38	×	×	188
	62年	42	×	30	×	×	136
	平成6年	54	×	28	×	×	
現金給与総額 (万円)	昭和55年	5,794	×	5,050	×	×	19,872
	62年	9,059	×	5,551	×	×	23,847
	平成6年	14,064	×	6,273	×	×	
製造品出荷額等 (万円)	昭和55年	60,599	×	43,873	×	×	178,588
	62年	77,960	×	30,884	×	×	177,932
	平成6年	62,217	×	30,445	×	×	
粗付加価値額 (万円)	昭和55年	14,995	×	14,172	×	×	64,962
	62年	24,207	×	10,217	×	×	65,151
	平成6年	19,176	×	7,466	×	×	

注) 従業者4人以上 資料: 「青森の工業」

ると、事業所数は木材・木製品が五、食料品が三、輸送用機械が二、繊維と窯業・土石がそれぞれ一である。具体的には、木材・木製品は地元の青森ヒバなどを伐採・加工する製材業、食料品は地元で水揚げされるコンブ・アワビ・タコなどを簡易加工する水産加工業、輸送用機械は漁船を主体とした船舶修理業というように資源立地型の企業である。また、誘致に成功した繊維工業はパンティストッキングの製造を行っている。

業種別の出荷額を見ると、食料品は七億七九六〇万円で全体の四二・八%を占め、木製品は三億八八四万円（同一七・四%）、ほかの繊維工業を含む秘匿業種の計は六億九〇八八万円（同三八・八%）である。

このように、当町の工業は地場資源を活用し製材や水産加工、それに女性労働力を活用した繊維工業によって成立しているが、いずれの企業も零細な中小企業で概して高度化が遅れ、雇用や出荷面とともに厳しい状況に置かれている。

(二) 水産加工

当町の水産加工は海藻類の一次加工が主体であり、加工経営体として漁家も含まれる。昭和六十年度的を見るとコンブ八七六、ワカメ三〇〇、エゴ二二四、テングサ五一、アカハタ五〇で総数一一五〇経営体である。同年における主要製品の加工生産状況は、コンブが六七六トン、六億三九三万円、ワカメが一八・五トン、六〇一万円、エゴが三・一トン、一四〇万円、テングサが三・八トン、一六三万円、アカハタが一五・二トン、二六二万円、総計約七二〇トン、六億六〇〇万円の売上を挙げている。

漁業者以外の加工専門業者は四社であり、大正年間から乾物加工を継承しているが、近年はタコ・ワカメ・モズク・干しコンブ・アラメ・干しアワビ・ウニなどの加工を実施している。四社の平均従業者数は七・三人で小規模な経営であるが、当町の重要な産業である。

(三) 木材工業

現在、製材業は大間地区に二社、奥戸地区に二社の計四社が立地している。当町をはじめ下北半島には貴重な資源として、「青森ヒバ」があり、日本三大美林の一つに数えられている。この青森ヒバは堅牢で腐りにくく、シロアリにも強い特性を有している。しかし、成木になるまで二〇〇〜三〇〇年の歳月を要するため、資源の有効活用が課題である。青森ヒバの加工については、大間民芸物産センターで昭和六十年から試験・研究がなされ、展示・販売が試みられているが、採算ベースに乗るまでには至っていない。

(四) 原子力発電所

大間・奥戸地区にまたがる当町白砂地区に、国策会社である電源開発株式会社によって改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）一基の立地が計画されている。この発電所は、出力一三八万三〇〇キロワットの軽水炉で、国の政策の一環として原子炉全体でのウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）の利用をめざすものである。もともとは、新型転換炉（ATR）六〇万六〇〇キロワットの実証炉を建設する予定で進められてきたが、平成七年（一九九五）八月、国の決定を受けて現在の計画に変更された。現在、事業者が計画の具体化めざして関係者と調整中であり、また原子力の安全性、地域経済に与える波及効果などについて、広報活動を展開しているところである。本計画については、安全性の確保の徹底を図りながら立地を推進し、地域産業の振興、住民福祉の向上および雇用の増大に結び付け、当町の活性化に有効活用する必要がある。

〈施策の方向〉

(一) 既存企業の振興

当町の企業は、そのほとんどが零細で雇用吸収力が弱く、景気変動の影響を受けやすい。このため、経営基盤

第4節 商工業

表5-23 大間町誘致・進出企業の概要

	企業名	操業年月日	業種	主要製品	従業員数					備考
					正職員			臨時職員 含む パート	合計	
					男性	女性	小計			
誘致企業	㈱大間ストッキング	昭和54年1月8日	婦人用靴下	パンティー ストッキング	人	人	人	人	人	平成2年6月30日閉鎖
進出企業	㈱かざまうらソーイング第2工場 ナショナルソーイング	平成2年6月30日	婦人服	ジャケット ブラウス	0	13	13	4	17	
	(有)シェリール	平成4年12月7日	婦人服	スーツ	2	27	29	0	29	平成8年8月閉鎖
	ラフイーネ(㈱)	平成3年1月21日	婦人服	スーツ	3	31	34	0	34	
	㈱マエダ百貨店 マエダストア大間店	昭和62年12月1日	食料品 日用雑貨	一般食料品 日用雑貨	6	7	13	20	33	
	北通産業	平成4年11月5日	生コンクリート製造	生コンクリート	8	1	9	0	9	

(平成7年4月)

の強化、経営技術の指導体制の充実、金融の拡充など関係機関との連携を密にして育成を図る。

(二) 水産加工の振興

コンブ・ワカメなど本町に豊富に賦存する水産資源を活用することにより、その高付加価値化を図る。そのために、新商品の開発力があり、販路を拡大する意欲を持つ人材を育成し、消費者ニーズの把握など商品開発動向の把握、試験研究機関への派遣などによる生産技術の修得とともに、新商品の開発リスクに対する支援などの優遇措置を検討する。

(三) 木材加工の振興

貴重な地元資源である「青森ヒバ」を有効活用し、その高付加価値化を図る。そのため、青森ヒバを素材とした商品の開発、特にデザイン、各種部材の有効活用などを

図る。また、青森ヒバは貴重な資源なので、地域内での有効な活用に重点を置き、町内の観光的素材（浴室用品・調度品・置き物など）として活用を促進する。

(四) 企業誘致の推進

雇用の拡大、若者の定着に寄与するため、企業誘致を推進する。そのため当町の立地条件を勘案して、運賃負担力の高い労働集約型の工業であるエレクトロニクス関連（電子部品）、アパレル産業などに的を絞った誘致活動を展開する。また、地域に豊富に賦存する資源を活用することが可能な水産加工関連企業の誘致も検討する。

なお、企業誘致に当たっては、工場の適正配置を考慮するため、工業導入地区や工場適地を設定するとともに、企業誘致条件の設置についても検討し、工業と地域社会との調和に努める。

(五) 原子力発電所の立地推進

原子力発電所の立地は、当町の地域振興、生活環境の整備、雇用機会の増大などへの貢献が大いに期待されることから、地権者や漁業者をはじめ広く町民との間の合意形成に努めながら、積極的に推進する。このため、漁業振興施設の整備や原子力発電所関連企業の立地促進について関係機関と調整し、原子力発電所と地域との共生共栄の実現に努める。また、エネルギー問題全般に関する普及・啓発とともに、地域観光にも大いに貢献する総合的広報施設の早期設置について関係機関に要望する。

産業および産

業構造の変化

当町の就業人口は、昭和六十年（一九八五）の国勢調査結果によると三五八一人で、就業率は四七・八％であり、県平均の四七・一％を若干上回っている。その産業別構成を見ると、第一次産業が五三・五％（一九一五人）、第二次産業が一五・一％（五四〇人）、第三次産業が三一・三％（一一二一人）である。

第4節 商工業

表 5-24 就業人口の推移

業種	年	昭和50年		昭和60年		平成2年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
合計		4,265人	100.0%	3,581人	100.0%	3,271人	100.0%
第1次産業		2,796	65.6	1,915	53.5	1,350	41.3
農業		255	6.0	160	4.5	135	4.1
林業		61	1.4	43	1.2	35	1.1
水産業		2,480	58.1	1,712	47.8	1,180	36.1
第2次産業		412	9.7	540	15.1	724	22.1
鉱業		—	—	—	—	—	—
建設業		309	7.2	410	11.4	584	17.9
製造業		103	2.4	130	3.6	140	4.2
第3次産業		1,040	24.4	1,121	31.3	1,197	36.3
卸・小売業		442	10.4	407	11.4	439	13.4
金融・保険業		25	0.6	37	1.0	44	1.4
不動産業		—	—	1	0.0		
運輸・通信業		113	2.6	107	3.0	106	3.2
電気・ガス・水道熱供給業		10	0.2	47	1.3	62	1.9
サービス業		349	8.2	406	11.3	424	13.0
公務		101	2.4	116	3.2	122	3.7
分類不能		17	0.4	5	0.1	0	0.0

資料：国勢調査

当町の就業構造は、県平均と比較すると第一次産業が高く（二九・四ポイント高）、第二次産業・第三次産業がそれぞれ六・五ポイント低、二・九ポイント低と、高度化が遅れた構造にある。昭和五十年から六十年の就業人口の変化を見ると、この一〇年間で一六％に相当する六八四人が減少しているが、これは第一次産業の大幅な減少（▲三一・五％）によるものである。

昭和六十年の就業構造を業種別に見ると、第一

次産業のうち農林業は五・七%（二〇三人）にすぎず、全体の四七・八%を占める一七二二人が水産業に従事している。

第二次産業は、製造業の場合は三・六%（二三〇人）で、建設業が一・四%（四一〇人）を占めている。また、第三次産業については、卸・小売業一一・四%（四〇七人）、サービス業一一・三%（四〇六人）が主たる業種である。さらに、昭和五十年からの一〇年間の推移を見ると、水産業、農業、卸・小売業などにおいて減少しているものの、サービス業、電気・ガス・水道・熱供給業、建設業などにおいて増加が見られる。

以上のことから、当町の就業構造はいまだに水産業を中心とした第一次産業主体の就業構造にあるが、第一次産業は徐々に減少し、第二次・第三次産業にシフトする傾向を示している。

第五節 大間・奥戸牧場の歴史

源頼朝の 文治五年（一一八九）七月七日、奥州を平定した源頼朝は、糠部五郡（下北を含む）に好牧場の軍馬飼育 多いことに着目して、牧場経営に深い経験を持つ南部三郎光行を甲斐の国から当地に下向させ、軍馬の飼育に当たらせた。機動力と輸送力に優れる馬は戦闘の中核的戦力として珍重され、その飼育は最優先されてきたのである。

入部した南部氏は九カ部四門の制度を設けて、九つの戸（部）に分けた。いわゆる一戸・二戸・三戸・四戸・五戸・六戸・七戸・八戸・九戸で、これは陸奥の古九牧と呼ばれた。古くは一ノ閉・二ノ閉と「閉」の字を用いていたが、それぞれの境界に柵かきを設けて開閉しており、やがてこれが「木戸」になり「一ノ閉」が「一戸」と読み変えられた。

「奥戸」は北奥の牧場として古くから経営され、寛永十六年（一六三九）には南部藩営の牧場となった。奥戸は一戸・二戸・三戸……などとともにあった。「北奥の戸」で、奥戸（おくのへ）が「オコツペ」と訛なまったもの、という説もある。

『南部馬史』によれば、陸奥田名部の住人、蛸崎藏人信純は亨徳三年（一四五四）蒙古・韃靼たつたん・露西亞ろしあなどから数百頭の軍馬を北郡湯野沢浦（易国間）



写真 5-26 源頼朝

に輸入して、実弟の蛇沼城主の蛸崎主悦信久が所轄する大間野・奥戸野において在来種と交配させ、雑種を産出させた。

これらの雑種は後世、田名部馬と呼ばれるようになった。

藩営牧場

徳川時代に入ると、南部藩は名馬「南部駒」の産地として知られるようになった。南部駒には乗用馬に適した「アイヌメ形^{つくり}」と力役用の「ネンボウ形^{つくり}」との二種があり、この二種が配合され、さらにシベリアやベルシャの馬種が移入されて改良が繰り返された（『奥隅馬誌』）。三代將軍家光の時代に、ペルシャ馬の牝牡二頭が南部藩に下賜されて有戸野に放牧され、さらに享保年間（一七一六―三五）にもペルシャ馬の牡一頭が將軍吉宗から下賜されたと伝えられている。

南部藩は、幕府および諸藩の御用馬需要にこたえるため古牧の復興を図り、住谷（南部町）・相内（同）・木崎（六戸町・三沢市）・又重（倉石村）・三崎（岩手県久慈市）・北野（同）・蟻渡（有戸〔野辺地町〕）・大間（大間町）・奥戸（同）の九牧場を藩営とした。

大間野（大間牧場）

古来の牧地なれど、年久しく廃棄の状態にあるを正保三年（一六四六）に至りて更に興起し、村民源一郎に野守（管理人）を命じ野扶持一日三合の割をもつて与えたり。田名部半島の西隅にありて、海に面し渡島函館と海路六七里を隔てて相對し、背後は連山併立して灌木森々平野広がり。生草青々として天然の好牧地なり。田名部代官所に属して区域一里半（六キロ）横二十丁余（二キロ余）なり。附近村落の民情性質素直にして、能く勤勞す。馬は右耳を割きて野印とす。

（『奥羽親蹟聞老誌』）

享保六年（一七二一）の五七頭は、宝暦五年（一七五五）には一一三頭に増えた（母駄八〇頭、父馬一頭、二

第5節 大間・奥戸牧場の歴史

表5-25 南部藩藩営牧場

牧場		住谷	相内	木崎	又重	三崎	北野	蟻渡	大間	奥戸	9 牧 合 計
所屬代官所		三戸	三戸	五戸	五戸	野田	野田	野辺地 七戸のち	田名部	田名部	
方里		長25町×横15丁	1里×5丁6丁	9里余×2里余	6里余×10丁余	30町×25丁	2.5里×1.5里	1.5里×1里余	1.5里×20丁余	1里×24丁余	
宝暦5年(1755)惣馬数	父馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	母馬	28	26	89	58	27	101	27	80	85	521
	2歳牝	3	8	6	10	4	3	1	10	16	61
	当歳牝	4	7	10	12	3	13	3	9	16	77
	当歳牝	4	1	6	5	0	5	1	13	10	45
	計	40	43	112	86	35	123	33	113	128	713
明和6年(1769)惣馬数	父馬	1	1	2	1	1	1	1	1	1	10
	母馬	32	26	236	67	59	108	54	81	73	736
	2歳牝	2	5	35	9	8	10	5	12	7	93
	当歳牝	3	1	26	8	9	15	9	16	19	106
	当歳牝	4	2	26	6	9	21	8	19	13	108
	計	42	35	325	91	86	155	77	129	113	1053

注) 2歳牡は野捕のためなし 広沢安任『奥隅馬誌』(青森県叢書本)による

歳駄一〇頭、当歳駒一三頭、同駄九頭。牝は駄、牡は駒と称した。一〇年後の明和元年(一七六四)には九一頭に減ったが、これは一牧一〇〇頭を目標としたためであった。

〈奥戸野(奥戸牧場)〉
古牧の一なり。寛永十六年(一六三九)村民四郎右衛門に野守を命じ、野扶持一日三合の割をもって与えたり。享保五年大間野と合し一連の牧となるも、宝暦年間(一七五一―一七六四)

分れて二牧となる。地勢は大間野と同じ。馬は左耳を割きて野印とす。

(『奥羽観蹟聞老誌』)

享保六年の五八頭は、宝暦五年に一二八頭に増えたが、明和元年には藩の方針により大間野と同じく九一頭に減らされた。

野馬飼 大間野・奥戸野の藩営牧場における飼育には、「野馬飼」と「里飼」の二つがあつた。野馬飼はと里飼 放牧で、三戸の御馬役所が九牧の管理監督に当たつた。各牧場には御馬別当をはじめ御馬責・御馬医・御野守・獵師らが常駐することになつてゐた。御馬別当は牧場を統轄し、馬責は乗馬の訓練を担当し、別当の代理を務めた。野守は管理人で、獵師の役目は馬を襲う狼を退治することであつた。

享保六年(一七二一)大雪に降り込められた大間野・奥戸野は小柴・根笹などを掘つて野馬に与えたが、それらも尽きて野馬は飢渴きかつの状態に追い込まれた。そこで別当の石井新三郎は、野馬を捕らえることの可否を藩御用人へ問い合わせた。御用人は取りあえず干し草を与えることを指示した上で、飛脚をもつて江戸藩邸へ報告し、公儀の指示を仰ぐよう上申した。

野馬飼には苦勞が絶えなかつた。秋遅く野馬を捕らえて村々に預け、春草が出るころ野放しにしていたが、冬の飼育は無報酬だったので、日に四回、大豆と干し草、米糠ぬか、食塩を与えなければならぬ農民の負担は大きかつた。宝暦年間(一七五一―六四)に、それを見かねた御馬別当の一戸五右衛門という人は、四季野飼を藩に願ひ出て、その許しを得たと伝えられている。厳寒期には、木口に火を置いて野馬に暖を取らせたが、それでも「すくみ馬」が多く出て管理に苦勞したといわれる。

野馬飼に対しての里飼は、藩が種牝馬を農民に貸与して飼育させ、その仔馬を「せり」に出して、その代価を藩と農民が折半することであつた。この馬は「里馬」と呼ばれた。藩は年に三回(春秋冬)、馬肝入きまひりという村吏

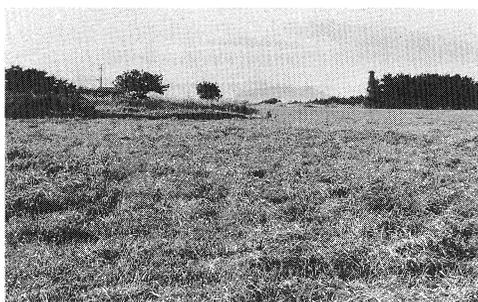


写真 5-27 かつての大間野

立ち会いで「馬改め」と呼ばれる検査を行った。

毎年八月の「御野捕り」おんのとでは、三戸惣官司、田名部代官所司官が指揮して各牧場の放馬を追捕し、検査の上、二歳牝馬はすべて引き揚げ、当歳の牝馬は耳を切って野放した。この際、奥戸野の馬は左耳を、大間野の馬は右耳を切って目印とした。

みちのくの荒野の牧の駒だにも

とればとられてなれ行くものを

陸奥の荒野の駒の口強いも

細き手綱の縁にし引かるる

東路のおくの牧なる荒馬を

なつくるものは春の若草 慈鎮

みちのくに牧の荒駒その程に

のりいぬものは心なりけり 為家卿

これらの歌は『奥羽観蹟聞老誌』に載っている。「せり駒」も毎年、領内の一六か所で行われ、大間にも馬喰ばくろが出入りし、大間平の伊世家は馬喰宿だったと伝えられている。

明治維新後 明治維新後、藩営の大間・奥戸牧場は廃止されたが、一部の村民は引き続き農耕用の牛馬の飼育の飼育状況に携わった。明治二十年（一八八七）には牛三三頭（牡五頭、牝二八頭）、馬六一頭（牡三頭、牝五八頭）と、昔日の面影はしのぶべくもなかった。それでも、厳しい寒気と粗食に耐え得る野性的な馬は、日



写真 5 - 28 尻屋崎の寒立馬

清・日露戦争で大きな功を立てた。

大正三年（一九一四）ごろから馬の値段が大暴落し、代わって牛が騰貴したため、大奥村では牛の飼育が盛んになり、その数は数百頭に及んだ。しかし、大正十三年ごろには全く絶えた。昭和に入って日中戦争が始まると、軍馬の飼育は国策となり、当地方でもそれに協力した。戦後の昭和三十年代、交通・運輸の発達と農業の機械化は、牛馬を荷駄・農耕から解放し、肉牛への転換が図られた。

昭和四十年（一九六五）には大間牧場が開放され、当町は四十四年九月、同牧場に繁殖牛ヘレフォード（牝）八〇頭を購入し、繁殖センター事業を開始した。昭和五十一年七月には、大間町牧野組合（組合長・小浜幸男）が設立された。「大間牛」の飼育に取り組んだ。この大間牛は同年十一月、青森県を代表して東北ブロック共進会に出場し、優秀賞を受賞した。

畜産の現状

気象条件の厳しい農業環境に置かれている当町では、畜産は有利とのことから昭和四十年（一九六五）以降、肉用牛の生産が図られてきた。畜産団地としては、町管理の内山（七〇ヘクタール）、七郎平（二〇ヘクタール）、奥戸（四二ヘクタール）の三団地と牧野組合が管理する二ツ石（七三ヘクタール）と合わせて四団地を数える。

昭和六十年（一九八五）からは下北西部地区営畜産基地建設事業が実施され、合計五六・五ヘクタールの草地造成・草地改良が行われている。また、内山牧場には大間町繁殖育成センターが設置されており、管理技術の指

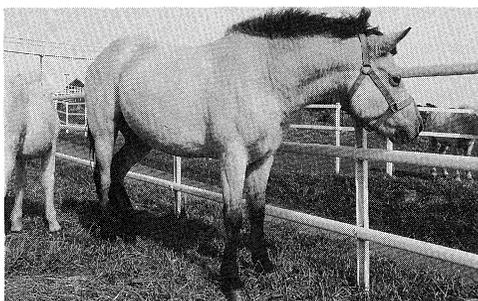


写真5-29 大間牧場に放牧されている馬

導、種用牛の管理、乾草飼料の販売など畜産振興の拠点となっている。

安価な輸入畜産物に対抗するためには、地元の生産意欲と長期的展望に立った生産体制の整備が必要で、その観点から繁殖センターは昭和五十三年より同センターで生産するヘレフォードを農家に貸し付けして、肉用牛の生産増大を図っている。この貸し付け対象者は、満六〇歳以上の高齢者と一か月以上の出栏ぎ、または日雇いで働いた世帯に属する成年に限定されている。

ちなみに、昭和六十年の家畜頭羽数は乳用牛一〇頭、肉用牛三〇七頭、豚四頭、採卵鶏一二羽である（表5-5参照）。

第六節 観光と特産品

観 光

本州最北端に位置する当町は、北海道への玄関口になっていくことから観光を重視し、その施設の拡充整備に努めてきた。しかし残念ながら、観光客の多くが当町を単なる通過点と見なしている状態に変わりはない。従って、当町に求められるのは、それらの通過客を宿泊客に変えることで、そのための努力を続けなければならない。現在、当町には次のような観光スポットがある。

〈下北半島国定公園〉

本州最北端の大間崎（北緯四一度三三分、東経一四〇度五四分）には、「こ、本州最北端の地」と刻まれた碑が建ち、町のシンボルとなっている。晴れた日には、北海道が指呼の間一望できる。沙首岬へは一七・五キロ、函館へは三五キロに近い。この碑の沖合六〇〇メートルに浮かぶ弁天島（周囲約四キロメートル、海拔三五・七メートル）には、本州最北端の灯台、



写真 5-30 昭和20年代の大間崎

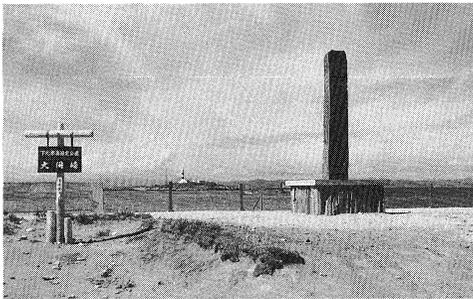


写真 5-31 昭和40年代の大間崎



写真 5 - 32 大間町海峡保養センター

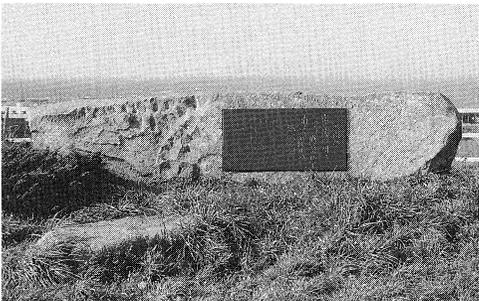


写真 5 - 33 大町桂月の歌碑

大間崎灯台が建っている。大間崎と弁天島の潮流（クキド瀬）は速すぎて、これまでに泳ぎ切った者はいないといわれる。石川啄木の代表歌とされる「東海の小島の磯の白砂に われ泣きぬれて 蟹とたわむる」の原風景は函館ではなく、この弁天島である、と主張する人たちもいる。

一帯は昭和四十三年（一九六八）七月、下北半島国定公園の一部に指定され、四十五年四月には下北半島に国道二七九号が開通した。これによって、下北半島への分岐点、野辺地町・大間町間の一〇〇キロ余りの道路は完全舗装されて、「むつはまなすライン」と命名された。

〈赤石海岸〉

四季を通じて釣り人が訪れる海岸で、水面に突き出た奇岩は自然の作り出した彫刻と呼びたくなる。夏は家族連れの海水浴客でにぎわう。

〈町立津鼻崎公園〉

切り立った岩壁は自然の醍醐味を感じさせる。頂上からの眺めは爽快で、海より天に立つ気持ちになる。

〈材木海岸〉

材木状の岩石が立ち並び、春秋は釣り、夏は海水浴でにぎわう。

〈大間牧場〉



写真 5-34 特産の木工品

藩政期からの牧場で、町の肉用牛繁殖育成センターがある。

〈大間温泉〉

本州最北端にわく温泉で、これを広く活用する目的で昭和五十六年八月、町立養老センターが、昭和五十七年八月、町立海峡保養センターが開業した。以来、町民と観光客に親しまれている。近くの西吹付山の山頂には、紀行家・大町桂月が大正十一年（一九二二）に詠んだ歌を刻んだ碑が建っている。

大間崎 空と海の間には長き蝦夷が島

消えてかはりぬ漁火の影

特産品

水産業の盛んな町にふさわしく、海の資源を原料とするトロロコンブや出しコンブ、ワカメ、スルメなどが有名である。また、

「青森ヒバ」の木工品（花立て・抹茶茶碗・ヒバ入り枕）は、観光客の土産品

として珍重されている。

コンブの産地にふさわしい新商品に、焼酎の「大間崎」がある。コンブのエキスを混入したもので、そのまろやかな味は愛飲家に喜ばれている。

将来へ 当町は平成元年（一九八九）に「第三次大間町総合計画」を策定し、その中で観光を次のように展望 位置付けした。

〈現状と問題点〉

(一) 概況

本州と北海道とを結ぶ交通拠点の一つである当町の観光資源のうち、自然資源としては本州最北端として有名な大間崎と、潮が川のように流れるクキド瀬の間に浮かぶ弁天島と最北の灯台があり、遠く北海道南部の連山や函館の明かりが望まれる景勝地として下北半島国定公園に指定されている。当町には津軽海峡側、むつ湾内とも優れた景観の海岸線が多く、佐井村に隣接する津鼻崎（町立津鼻崎公園）や海水浴に利用される赤石海岸、材木海岸などが挙げられる。当町および風間浦村の背景をなす大滝山、目滝山など山間部は、ブナ・ヒノキ・アスナロなどの天然林に覆われ、奥戸川流域にはニホンザル・ニホンカモシカが多く生息するなど自然度はきわめて高く、ニホンザルについては本来の意味で北限地となっている。

この山間部から海岸へ至る丘陵には大間牧場、大間温泉海峽保養センターの位置する町立内山公園が展開しており、公園の西側には海峽が一望できる眺望点となり得る西吹付山がそびえている。また、大間崎の南側一帯は大間平と呼ばれる湿原であり、湿性植物が生育している。

施設系観光資源としては、先に挙げた大間温泉海峽保養センターと、その隣には立地が検討されている原子力発電所の展示・広報館である大間原子力展示館がある程度である。大間温泉海峽保養センターは、温泉を利用した宿泊・集会施設で五六名の収容力を持っている。当町の宿泊施設は、同センターの公共施設のほかに旅館・民宿合わせて一一軒あり、当町全体で民間の収容能力は三一一名であるが、一軒当たりは二八名弱と規模が小さい。また、キャンプサイトは特に施設化されていないが、規制も特別に行われていないことから、主要な海岸が利用されている。

人文型の資源としては文化財と祭事が挙げられる。

埋蔵文化財では縄文晩期のドウマンチャイ塚をはじめとする貴重な資源が数多くあり、有形文化財としてはわ

図5-11 観光入り込み客の推移

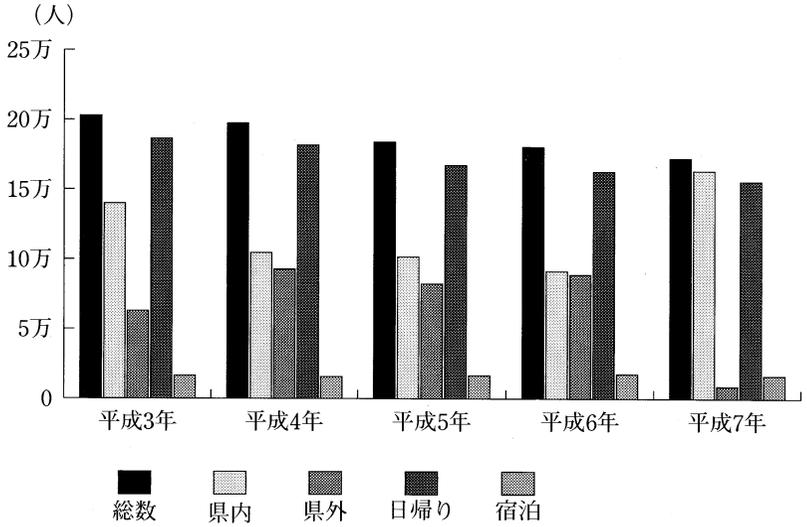
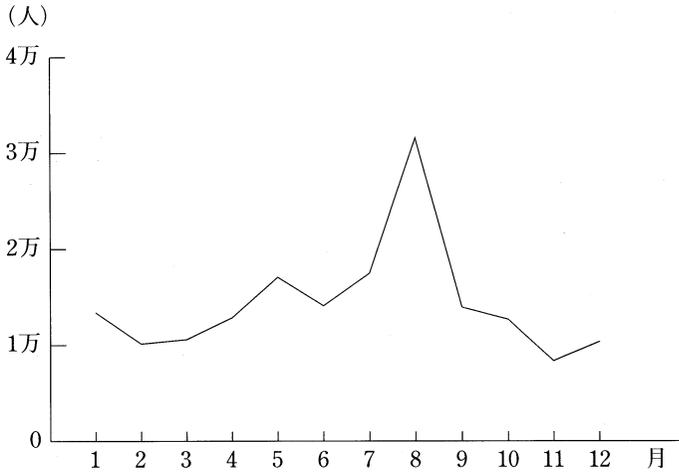


図5-12 平成7年度の月別入り込み客



が国では珍しい天妃神の像などがある。しかし、これらの人文資源については、観光資源としてほとんど未利用の状態にある。さらに基幹産業である漁業も、加工品を含めて観光資源化されているものは少なく、主として宿泊客の食膳に海の幸として供される程度である。

このように、当町の観光資源の特性は、山岳系にも豊富な資源を持つものの未開発であり、人文系も系統的に整備されていないことから、本州最北端の地である大間崎に代表される海岸線に主として資源が求められ、宿泊滞在型を支える利用施設、資源を持たぬ海岸美景勝地型の自然資源依存型といえ、本州最北端の町というポテンシャルを十分に生かし切れない状態にある。

(二) 観光客の動向

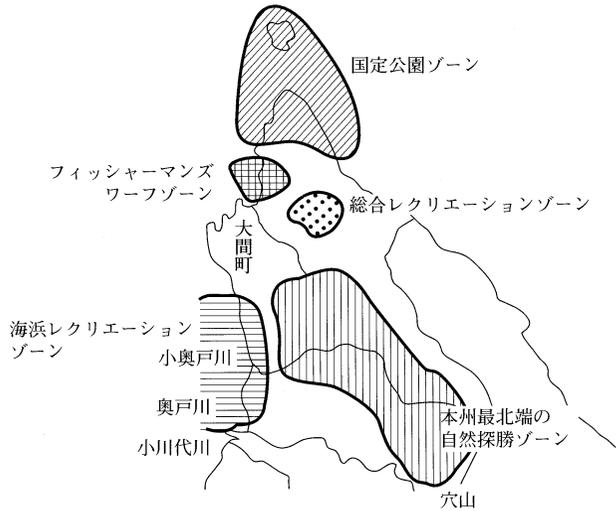
昭和六十三年度における当町への観光客の入り込み数は一八万四八八六人である。このうち九四・二%が日帰り客で、滞在時間の短い立ち寄り観光型を示している。同年における県外客は五六・四%と半数を越す割合になっている。入り込み客の季節変動について見ると、五月から九月に全入り込み客の五二・六%が訪れ、中でも八月の一个月間に年間の一八・八%を占める夏季型の入り込み動向を示している。宿泊客数の動向については、宿泊滞在型観光を支える資源・施設が皆無に近い状態にあること、既存観光施設の基盤整備（一般園地・駐車場・休憩場・水洗便所・案内所など）の整備が不十分であること、基幹産業との関連性が弱いことなどに起因していると考えられる。

〈施策の方向〉

(一) 総合レクリエーションゾーンの整備

大間丘陵に位置する町立内山公園一帯を既存施設、大間温泉海峡保養センター・原子力展示館・町営牧場を中

図5-13 観光振興のゾーン構成



む後背地整備を促進する。また、当町の観光レクリエーション情報の拠点性を高めるために、案内機能の充実・強化を図る。さらに、大間平の湿原を活用する湿性植物園（原生花園）を整備し、沿道整備と土産物店など店舗群の整備を図る。

- (三) 国定公園ゾーンの整備

既存園地の質的向上を図るとともに、大型の駐車場を含心にテニスコート、多目的グラウンド、ゲートボールコース、オートキャンプ場、屋内スポーツ施設、展望台、ピクニック公園、ハイキングコース、森林浴・自然探勝路など観光施設の整備を図る。また、温泉資源を有効に活用するとともに、これらの施設は町民のレクリエーション施設としても利用できる体制を確立する。
- (二) フィッシャーマンズワーフゾーンの整備

町民の日常生活をも含めた本州最北端の町をキーワードとした街並を整備し、観光地としての資質向上を図る中で、直接的に当町の基幹産業である漁業・水産加工業を表現する。そのために、水産物の付加価値向上・販路拡大のための市街地活性化、名産品・名物料理の開発を契機とするイベントの開催などを図る。

(四) 本州最北端の自然探勝ゾーンの整備

奥戸川流域の自然資源を有効活用し、動植物の観察、野外活動の学習の場として林道を生かした自然探勝路を整備するとともに、青森ヒバを利用した観察小屋・休憩施設などの整備を図り、都市住民が森林浴など自然にじかに触れられる機会を提供する。また、北限のニホンザル生息地であることなどの特徴ある自然資源のPRに努める。

(五) 海浜レクリエーションゾーンの整備

海水浴利用およびキャンピングエリアとしての整備を主体に町立津鼻崎公園から奥戸港に至る海岸線を利用して、町立津鼻崎公園を核とする更衣衛生施設・休憩施設・給排水施設・電気施設・炊事場・水洗便所などの基盤施設の整備を図る。また、漁業と競合しない範囲で砂浜海岸を造成し、北通地域唯一の砂浜海水浴場の整備を図る。

(六) 観光土産品の開拓

観光レクリエーションの振興を図るためには産業観光の推進が重要と思われることから、水産加工品およびヒバ材・ワラ材を利用した工芸品など、町独自の観光土産品の開拓を図る。

(七) 原子力発電所の観光資源としての活用

原子力施設立地に伴い、科学技術と観光とのネットワーキ化をめざし、エネルギー全般にわたり、わかりやすく正しい知識が得られる施設整備を関係機関に要望する。

(八) イベントの開催

お船魂祭・大漁祈願祭・舟競争祭・稲荷神社大祭・春日神社大祭は「地域の祭り」として当町固有の伝統行事を継承するとともに、観光客が参加・体験できる祭りとして運営形態の改善を図る。また、観光ゾーンと一体化

された新しい産業まつり「フィッシュヤーマンズワーフイベント」を検討するとともに、青函地区で開催される各種イベントを当町もしくは北通三か町村共同で誘致し、当町とともに北通地域の知名度を向上させる。

(九) P R の強化

観光振興の具体化に際しては、施設整備を先行させるだけでなく、「北海道南端より北に位置する本州最北端の町」や「北限のニホンザルの生息地」などといった当町の観光特性を積極的にP Rしなければ集客はできない。従って、観光協会をはじめ行政や商工会が積極的にP Rに努めることはもちろんのこと、宿泊客には宿泊地から礼状を送付し、再訪を誘うことや住民の温かいもてなし、姉妹都市や姉妹校との交流などを促進することによって、観光客の誘致を図る。

(三) 広域観光ルートの整備

モータリゼーションの進展と交通体系の整備に伴い、観光客の滞在可能時間が増大し、広域的な観光活動が可能となることから、町内のみならず下北半島全域および道南地域を含めた広域観光ルートの設定を図るとともに、観光客の利便性を考慮した観光案内標識の整備など、関連施設の整備に努める。このため、県をはじめ関係市町村などとの協議を進める。